

ポルトガル人イエズス会士アントニオ・カルディンの修史活動

——『栄光の日本管区におけるイエズス会の闘い』の 成立・構成・内容をめぐって——

阿久根 晋

はじめに

ポルトガル人イエズス会士アントニオ・フランシスコ・カルディン（António Francisco Cardim, c.1596-1659）は、2001年にローマで出版されたイエズス会の公式歴史辞典において、“historiador”すなわち「史家」として位置づけられている⁽¹⁾。カルディンは約半世紀間に及んだイエズス会在会中、対内的な書信や年次報告を執筆するとともに、複数の著作を公にした。それらのジャンルは、自らが所属したイエズス会日本管区（本部はマカオに置かれ、当時の管轄地域は日本からマカオ以南の南方諸地域にまで拡大していた）⁽²⁾の布教史、日本宣教の殉教者列伝、1640年のマカオ市使節の日本渡航記、さらには1649年のポルトガル船海難報告など多岐に亘る。カルディン死去の2年後にマカオで作成された「1659・60年度イエズス会日本管区年報」も、カルディンの長年の功労を顕彰するに際し、複数の著作がヨーロッパ各地で出版された事実に触れ、著述実績の面でもイエズス会に齎した貢献が多岐であったことを報じている⁽³⁾。17世紀中期のイエズス会日本管区のなかから、著作数の点でカルディンとほぼ同様の成果を残した者を挙げるとすれば、フランス人會士アレクサンドル・ド・ロード（Alexandre de Rhodes, c.1591-1660）を指摘できるに過ぎない⁽⁴⁾。

このように、カルディンは当時のイエズス会日本管区における有数の著述家であったと見做すことができ、それに相応しい関心が寄せられて然るべき人物であると考えられるが、カルディンの修史活動とその成果に焦点を当てた研究は少ない。従来の研究史において著作が翻訳や翻刻の形式で紹介されることもあったが、それらは短編の報告書の方であった⁽⁵⁾。カルディンの主著の一つであり、キリシタン研究史上特に有名なものとして、日本宣教の殉教司祭・修道士の図版を多数掲載した殉教録が存在するが、この著作が分析の対象になったのはごく最近のことである⁽⁶⁾。

本稿で取り上げる布教史『栄光の日本管区におけるイエズス会の闘い』（*Batalhas da Companhia de Iesv na sua gloriosa Provincia de Iappam*、以降『イエズス会の闘い』と略称）⁽⁷⁾は、殉教録と並ぶカルディンの主著であり、イエズス会史および東西交渉史研究における基本ボ

ルトガル語史料として認知されてきたものの、如何なる内容と性格を有する史料か十分に論じられることのないまま内容の一部が参照・紹介されてきたに過ぎず⁽⁸⁾、今なお解明の余地を多分に残す著作であると考え。本著作は、スペイン・ハブスブルク帝国からの再独立を宣言したポルトガル国王ジョアン4世（在位1640-56）に献呈することを目的に、カルディンが1650年にゴアで編纂を開始した布教史で、1549年の日本開教以降1世紀間におけるイエズス会日本管区の極東宣教事業の沿革をパノラミックに展望した記録である。記述は管区発展の端緒である日本開教から始まっているが、日本関係の章は分量にして全体の約1割程度であり、著作の主たる構成要素は、徳川幕府によるキリシタン禁制開始以降に管区の新たなフィールドになった南方諸地域（インドシナ半島の諸地域、海南島、マカッサル）の報告、言わば「ポスト・キリシタン時代」の日本管区報告となっている。現在に至るまで当該報告の殆どが等閑に付されてきた状況を考慮するならば、その記載内容の概略を提示することは、イエズス会史研究における検討対象地域の充実と拡大を図るうえでも意味があろう。

また『イエズス会の闘い』には、いわゆる「発見の時代」に成立したヨーロッパ諸勢力による報告書と同様、東南アジア諸地域の地理・政体・都市・宗教などに関する総論的描写が含まれるほか、地域間の外交や軍事を扱う記事も存在する。今後これらについては、前近代東南アジア史研究の文脈からも考証される必要があると考える。その場合の準備研究として先ず行うべきは、史料の構成やその特徴、各章の概略、記述の典拠とされた一次史料等々の問題について明確にすることであろう。

かかる事情から本稿では、『イエズス会の闘い』の成立・構成・内容をめぐる諸問題を解明し、同史料のおよその全体像を提示することを課題とする。また同史料の解題を通じて、17世紀中期に至るイエズス会日本管区による南方事業の展開過程をその関連状況とともに確認することも、本稿の目的である。なお、本稿における分析に際しては、リスボン科学学士院図書館(Biblioteca da Academia das Ciências de Lisboa)所蔵の手稿本を使用し、1894年にL・コルデイロによって出版された翻刻版も併せて参照した。

1. カルディンの著述業績と『イエズス会の闘い』の成立

カルディンの事蹟については、H・チースリク、M・テイシェイラ、C・R・ボクサーの研究において編年的かつ詳細に纏められている⁽⁹⁾。主な一次史料としては、「1659・60年度イエズス会日本管区年報」中の一章「マカオのコレジオ」⁽¹⁰⁾、カルディンのポルトガル国王ジョアン4世宛て書翰（1642年12月6日付、リスボン発信）⁽¹¹⁾が存在する。以下ではこれらの研究と史料に拠りながら、『イエズス会の闘い』を含む各著作の成立とその周辺事情を概述する。次の【表1】はカルディンが作成した報告書の一覧である⁽¹²⁾。当時において未刊のものは①・⑦・⑧である。記述言語について言えば、③はイタリア語、④はラテン語、残りはポルトガル語の報告となる。

【表 1】カルディンの著作（文書および刊行物）

No.	表題	刊行年 (報告書の成立年)	刊行地 (報告書の発信地)
①	<i>Annua do Reyno de Tun Kim do anno de 1630.</i> 「1630 年度トンキン王国年報」	1631 年	トンキン
②	<i>Relação da gloriosa morte de quatro embaixadores Portuguezes, da Cidade de Macao, com sincoenta, & sete Christãos da sua companhia, degolados todos pella fee de Christo em Nangassaqui, Cidade de Jappaõ, a tres de Agosto de 1640.</i> 『1640 年 8 月 3 日、日本の都市長崎においてキリストの信仰ゆえに斬首されたマカオ市ポルトガル人使節 4 名ならびに随行員のキリスト教徒 57 名の栄光ある死に関する報告』	1643 年	リスボン
③	<i>Relatione della Provincia del Giappone.</i> 『日本管区の報告』	1645 年	ローマ、フィレンツェ、ミラノ
④	<i>Fasciculus e Iapponicis floribus suo adhuc madentibus sanguine.</i> 『血染の日本花束』（『日本殉教精華』）	1646 年	ローマ
⑤	<i>Elogios, e ramallete de flores borrifado com o sangue dos religiosos da Companhia de Jesu.</i> 『イエズス会修道士の血で染められた花束と賛辞』	1650 年	リスボン
⑥	<i>Relaçam da viagem do galeam Sam Lourenço, e sua perdiçam nos baixos de Moxincal em 3 de Setembro de 1649.</i> 『ガレオン船サン・ロウレンソ号の航海ならびに 1649 年 9 月 3 日のモジnkアル砂州における難船の報告』	1651 年	リスボン
⑦	<i>Batalhas da Companhia de Iesu na sua gloriosa Provincia de Iappam.</i> 『栄光の日本管区におけるイエズス会の闘い』	1650-52 年	ゴア
⑧	<i>Anno 1652. Relação da quebra das pazes dos Olandezes na India Oriental, pilhagem de sette Naos Portuguezes que tomarão os Olandezes em tempo das pazes, cativoiro de quatorze Religiozos, e mais Seculares: Vitoria dos Portuguezes em Ceilão, resgate de dez Religiozos, e quatorze Portuguezes Seculares.</i> 「1652 年。東インドにおけるオランダ人との和平の決裂……セイロンにおけるポルトガル人の勝利、修道士 10 名と世俗のポルトガル人 14 名の解放に関する報告」	1655 年	ゴア

(1) トンキン滞在中の著述

カルディンがマカオに到着した 1623 年、既に管区のホームグラウンドたる日本では、徳川政権による全土的禁教体制が敷かれて約 10 年が経過しており、日本管区による宣教事業の重心は段階的にインドシナ半島の諸地域に転換されつつあった。当該地域が注目された当初の理由は、

日本人町に居留するキリシタンと商人の信仰を指導する必要性に加え、主要各港が日本渡航ルート の起点として機能していたからである（日本での再布教を希望する宣教師は依然として多く、彼らは東南アジアに來航する朱印船やジャンク船を日本渡航の便船とした）。1615年のコーチシナ（ベトナム中南部の阮氏政権）における布教開始を機に、翌年にはカンボジアにも宣教師が派遣され、1626年以降はシャムとトンキン（ベトナム北部の黎朝・鄭氏政権）も日本管区の新たな布教地となった⁽¹³⁾。

カルディンも管区本部から新事業の最前線に送られ、ラオス開教に向けた準備と情報収集を進めるように指令が与えられた。1626年以降2年間はシャムにおいて、1631年にはトンキンにおいて当該任務の遂行を試みた。このトンキン滞在中に作成した【表1】①の年次報告は、トンキンの王府（昇龍）と清化・乂安各省の状況と布教成果を報告したものである。これはカルディンによる最初の公的著述であると同時に、トンキン布教に関する初の年次報告でもあった。

（2）管区代表プロクラドル就任中の著述、ポルトガルの再興とカルディンの献策

トンキンからマカオに帰還した後、カルディンは日本管区の要職を歴任する。まず1632年から1636年にかけてはマカオのコレジオ（聖パウロ学院）院長と検邪聖省の委員を兼任した。続いて1638年には管区会議の決定により管区代表プロクラドル（Procurador geral da Província de Japão）⁽¹⁴⁾に選出され、イタリア人会士マルチェロ・フランチェスコ・マストリリ（Marcello Francesco Mastrilli, 1603-37）の長崎における殉教に関する証言収集に関与した後⁽¹⁵⁾、管区情勢の報告のためにローマに向かった。

1642年9月のリスボン到着以降、カルディンはリスボンとローマにおいて管区代表プロクラドルの基本的任務である著述・修史活動に従事した。この成果は【表1】②遣使報告、③布教史、④・⑤殉教録（地図史研究において著名な「カルディム型日本図」はこの殉教録の所載である）の出版に結実している。またリスボン滞在中には、マカオ・コレジオに対する3000クルザードの経済支援を国王ジョアン4世から約束されたことで、管区代表プロクラドルとしてのもう一つの使命を達成した⁽¹⁶⁾。

さらに以上の活動の傍ら、カルディンはマカオの存続とポルトガル・日本間の関係回復にも尽力していた。これは、マカオからヨーロッパへの帰途、1641年9月にゴアにおいて、ポルトガルがスペインの支配から離脱したとする報知に接したことが契機となっている。カルディンの国王ジョアン4世宛て書翰によると、先ずカルディンはゴアのインド副王ジョアン・ダ・シルヴァ・テーロ・イ・メネゼス（João da Silva Telo e Meneses, 在職1640-44）にポルトガルの再興を至急マカオに通知すべきであると提議し、リスボンに帰還した1642年には国王に対しても同様のことを訴えていた。その目的は、マカオにおける国王への忠誠を確固たるものとし、マカオがマニラとの貿易を継続することで最終的にスペイン側に与する事態を回避するためであった。国王宛て書翰で強調している通り、カルディンはマカオの存続こそがポルトガル領東インドの発展、極東キリスト教界（中国、トンキン、コーチシナ、カンボジア、チャンパ、シャム）の維持、日本

との関係回復、以上のすべてにおいて不可欠であると認識していた。さらに1643年には、マカオの有力市民アントニオ・フィアーリョ・フェレイラ（António Fialho Ferreira, ?-1646）と連携してポルトガル王室による日本への遣使に関して国王に献策した。これは、スペイン・ポルトガル同君連合体制の解消に伴ってマニラ・マカオ間貿易が終了した際、日本貿易の再開が再びマカオの生命線になると判断した結果である。日本への遣使は1644年2月に実行に移され、その後の経過は『イエズス会の闘い』でも詳しく報じられることになる。

（3）ゴア滞在中の著述と『イエズス会の闘い』の成立

カルディンは再び日本管区の宣教事業に携わるべく、1649年4月にリスボンを出航、翌年5月にゴアに到着した。以後2年余りの期間、二種類の著述を行っている。【表1】⑥の海難報告は、1649年9月に経験したモザンビーク沿岸での難船の記録であり、早くも執筆の翌年にリスボンで刊行された。初版の表紙に“Antonio Francisco Cardim da Companhia de IESVS, Procurador geral da Provincia do Japão”と見えることから、カルディンはゴア到着後も管区代表プロクラドールの職にあったことが分かる。

上記報告に続いて作成したのが【表1】⑦の布教史『イエズス会の闘い』である。明確な成立年月日については、序文や本編の最終フォリオでも記載がないために特定できず、カルディンのゴア滞在期間中、すなわち1650年5月以降1652年5月に至る期間の成立とせざるを得ない⁽¹⁷⁾。作品の規模について言えば、原文書で全292フォリオ（翻刻版で全290ページ）と、カルディンの全著作中最も分量が多い。本書の基本的内容は序文に「1649年に至る日本管区の現況報告」⁽¹⁸⁾と示された通りである。カルディンは執筆開始時点での最新史料・情報を駆使し、自身のフィールド経験も一部の記述に反映させ、さらには、布教地の地理・政体などの総論、明清交替の報告、自らも実現に関与したポルトガル王室の日本遣使の報告を新たに加えることで、前作の布教史から大幅なスケールアップを図った。

本書はポルトガル国王に献呈された布教史であるが、形式的には17世紀の日本管区代表プロクラドールによる一連の出版物（管区の沿革史や迫害・殉教史など）⁽¹⁹⁾と同一範疇に位置づけられる記録と見て良い。リスボン科学学士院図書館所蔵の手稿本の序文に若干の装飾が付され、本編に先立って目次が設けられているのを見る限り、カルディンは他の日本管区関係の著作と同様、出版を意識して本書を編述したと推測できる（しかし本書が初めて公にされたのは、成立から約2世紀半後の1894年のことであった）。

本書の献呈先をポルトガル国王とした理由は明らかではないが、おそらくは日本管区の現状と布教事業の成果を訴えることで国王の関心を惹起し、最終的に人的・資金的援助の獲得に繋げることを狙った故の判断であろう。またポルトガル王室による日本遣使の報告を日本関係記事の中心に据えていることを踏まえるならば、カルディンは本書を通じて対日交渉特使による交渉の結末を国王に報告することも意図していたと考えられる。

さらにカルディンはゴアにおいて、日本管区関係とは別にもう一種の記録を作成することにな

る。ゴアを出航した1652年5月、この時期はポルトガル・オランダ間の休戦協定（1641年以降10年間の時限協定で、アジア海域での発効は1644年11月であった）が失効する直前に当たり、インド海域では両勢力間の係争が再燃した頃であった。かかる状況下、6月にカルディンはマラッカ近海でオランダ勢力によって捕縛され、最終的にセイロン島のニゴンボに3年余り抑留される。1655年2月、釈放されて再びゴアに戻り、当時のセイロン島をめぐる諸情勢を【表1】⑧の報告に纏めた。カルディンによる最後の著述である。

2. 『イエズス会の闘い』の構成と典拠史料

(1) 章構成の特徴とその背景

『イエズス会の闘い』は序文（国王ジョアン4世への献辞）と全42章から構成され、カルディンの前著『日本管区の報告』ならびに1644年以降にマカオで作成された新形式の「日本管区年報」⁽²⁰⁾に準じた順序で記述が展開する。最初に日本管区の発展と概況、続いて日本、マカオ、中国の情勢が示された後、南方諸地域の布教報告に移行する。この報告では、(1) 布教地の地理・政体・都市・宗教などに関する総論、(2) 布教活動の編年の叙述、(3) 各地に赴任するイエズス会士の略歴、(4) 布教地の首府および各地方の情勢と布教の成果、(5) 教化的諸事例（現地住民の受洗や奇跡、キリスト教徒の殉教に関する報告など）、概ね以上の話題のいずれかが盛り込まれる。

全42章の各章目、記載内容の例、紙量については、本論文末尾の【附表】に示した通りである。次の【表2】は各布教地の報告に割り当てられた章数を整理したものである。以上の整理から、本著作は日本管区の管轄地域をすべて、さらにはマカオとの関連から中国準管区の布教地の報告まで包括しているものの、記述量の配分に統一性はなく、トンキンとコーチシナの報告に比重が置かれていることが一目瞭然である。

【表2】『イエズス会の闘い』全42章の内訳

国と地域	章の合計	章
管区の沿革と概況	1	2
日本	4	1, 5, 6, 7 (2に関連記事あり)
マカオ	1	3
中国	1	4
海南島	4	32, 33, 34, 35
トンキン	15	8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22 (7に関連記事あり)
コーチシナ	9	23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31
カンボジア	1	36
ラオス	4	37, 38, 39, 40 (10, 14, 15に関連記事あり)
シャム	1	42 (36, 38に関連記事あり)
マカッサル	1	41

トンキンとコーチシナの報告が充実しているのは、両地域における宣教活動が他に比して顕著な成果を残し、17世紀中期の日本管区において特に重要度を有する地域として位置づけられていた事情を反映したものであろう。カルディン自身も「1630年度トンキン年報」を執筆した時点で「東洋において、このトンキンほど非常なる熱意でもって始められ、なおかつ極めて短い期間に著しい発展を見たキリスト教界を知らない」⁽²¹⁾との認識を持っており、後に『イエズス会の闘い』でも「東洋各地において今日我々が維持するもののなかでも一段と輝かしい二つのキリスト教界、それはすなわちトンキンとコーチシナの「キリスト教界」である」⁽²²⁾と述べている。本稿後半でも明らかになるように、トンキンの布教では、鄭氏政権による定期的な宣教師追放令と禁教令の発布にも関わらず、結果的にはキリスト教界の展開範囲と受洗者数の両面において成功と言うべき成果が得られた。コーチシナについては、受洗者数の面でトンキンとは明瞭な隔たりがあったものの、1640年代の阮氏政権による弾圧で殉教者が出現するなど、管区内外への宣伝に価する事例が見られたため、それらは著作で詳述されることになった。

その一方、組織的な宣教体制が維持されなかったシャムやカンボジアなどでは、多くの紙数を費やして記すほどの成果が見られなかったのが実情であった。当該地域を扱う諸章で布教実態の描写が少なく、代わりに布教地の俗界情勢やマニラのスペイン勢力との対外関係などに焦点が当てられているのは、そうした事情に由来するものと思われる。

また著作が【表2】の構成を持つに至った別の背景には、イエズス会の通信制度や、カルディンがゴアにおいて参照できた史料・情報の量も関係していると考えられる。16世紀中期に結成されたイエズス会については、グローバルに拡張した組織の維持のために情報の収集と共有を極めて重視していたことで知られている（この通信制度には、報告書を通じた修道会内外の読者への教化も意図されていた）⁽²³⁾。1579年、ローマの本部と各地の機関に齎される報告内容の統一を図るべく、東インド管区巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノ（Alessandro Valignano, 1539-1606）は、一定の書式・内容を備えた公式の報告書として「日本年報」の作成を制度化する。徳川政権によるキリシタン禁制後に日本管区が創始した南方事業では、コーチシナとトンキンの布教に対しても独立した年報が作成されることになった（それぞれ開始初年度は1619年と1630年である）。これらの年報は原則として年に一度それぞれの地域で作成された後、マカオのコレジオで集約され、ポルトガル船のマカオ出航に合わせてヨーロッパ方面に発送されることが慣例化していた。

ポルトガル領東インドの首府が置かれていたゴアは、喜望峰以東の貿易・宣教事業の中樞拠点として確立しており、そこにはユーラシアの両端を接続する航路の寄港地としての機能のみならず、イエズス会にとっては極東情報の入手・伝達経路の中継点としての意味もあったことは確実である。この点に関しては、ポルトガル人会士マヌエル・デ・アゼヴェド（Manuel de Azevedo, 1581-1650）が巡察師としてマカオに赴任する直前、1644年12月にゴアにおいて、1642・43年にマニラから日本に渡航した宣教団の動静に関する報知を受信し、それをヨーロッパで修史活動に従事しているカルディンに書翰で報告した事実からも裏づけられる⁽²⁴⁾。先に述べたトンキンとコーチシナの年報も、マカオからローマに発送される過程でゴアのイエズス会諸機関に写本の

形式で保存され、カルディンが布教史編纂に着手する 1650 年頃には、上記二地域に関する情報の集積は相当量に達していたものと予想される。この点に、本著作で当該地域の記述が充実した事情を想定することができる。

海南島、シャム、カンボジア、ラオス、マカッサルの布教については年報の作成義務が設けられず、赴任する宣教師は書翰や覚書を定期的にマカオに送付することになっていたが、これらの文書は布教地の情勢やマカオとの通航の都合もあり、常に安定した頻度でマカオに届けられたわけではなかった。また年報と比較すると、カバーする地域や記述量の面で劣ることがあった。したがって、ゴアでは上記の五地域に関する文書の蓄積が相対的に乏しくなり、カルディンが参照できた情報量も自ずと制約を受けざるを得ず、それが結果的に著作の構成にも影響を与えたのではないだろうか。

(2) 編纂における典拠史料

カルディンは『イエズス会の闘い』の序文において、著作の典拠史料として「日本管区の諸年報」を挙げている⁽²⁵⁾。ここに言われる「諸年報」とは、当時の日本管区が作成していた四種の年報、すなわち「日本管区年報」、「マカオ・コレジオ年報」、「トンキン布教年報」、「コーチシナ布教年報」を念頭に置いた表現かと思われるが、本文ではカルディンが利用した年報の表題や引用範囲など、典拠に関する具体的な情報は示されていない。

そこで『イエズス会の闘い』の本文と上記年報の記載内容を対照させた結果、トンキンとコーチシナ布教の年報に依拠した記述が多いことが判明した。以下では、トンキンとコーチシナ関係諸章での年報の援用事例を示すことで著作の編纂方法の一端を確認するとともに、出所を特定することで浮上した若干の問題点を指摘する。併せて、他の典拠史料についても言及する。

トンキンの地誌を扱う第 8 章の記述は、カルディンが自らの知識で部分的に補足をしているが、基本的には「1641 年度トンキン年報」導入部の「安南国、特にトンキンと称される主要地域に関する総括的説明」と「王国の諸宗派に関する摘要ならびにデウスの信仰の到来」の前半部分に依拠したものである⁽²⁶⁾。

第 15 章では、1631 年から 1644 年にかけてトンキンで定期的に発布された宣教師追放令と禁教令を扱っており、章の主題の一つとなっている 1644 年の禁教令発布前後に関する記事は、「1644 年度トンキン年報」中の「キリスト教界の情勢」の前半部分を利用して書かれたものである⁽²⁷⁾。その利用では、年報中の当該記事の段落を殆どそのまま引用する方法と、年報中の段落を要約して載せる方法の両方がある。後者の場合では、禁教令の発布を国王に提案した官吏の名前や、宣教師を擁護して禁教令布達の延期について国王鄭氏と交渉した日本人女性の洗礼名（ウルスラ）などの固有名詞が除かれるほか、国王が女性通辞に与えた回答が簡略化されるなど、内容を損なわない程度の省略が見られる。

トンキン関係の諸章では、同一の章に複数の年度の報告書が利用されたケースも確認された。第 20 章については、章目から判断する限り、1649 年頃のトンキン布教の状況を中心に扱うこと

が予想される。実際、章の導入部分には1649年4月にトンキンで作成された「トンキン王国キリスト教界の略報告」に基づく記述があり⁽²⁸⁾、章末でも前記報告に含まれる年別受洗者数の推移(1627-1648)が掲載されていることから⁽²⁹⁾、章目の時期に一致する話題は含まれている。ただし、この章の中核部分は1649年以前の政治的事件と布教状況の報告であり、それらの報告は1649年以前に作成された複数の年報に拠って書かれている。国王諸子間の父安・清化鎮守をめぐる係争に関する記述は、「1645年度トンキン年報」所収の「王国の世俗情勢」を部分的に参照したものであり⁽³⁰⁾、この話題の直後に連なる国王第三子の宣教師厚遇と以後の布教状況の好転事例に関する記述には、「1647年度トンキン年報」冒頭の「キリスト教界の情勢」からの引用が見られる⁽³¹⁾。

第23章以降のコーチシナ布教報告のうち、特に阮氏政権による迫害と教化的事例の記事については、やはり年報からの援用が顕著であった。例えば、現地キリスト教徒の出自と布教における貢献、殉教に至る経緯などを取り上げる第27章から第29章の出所は、それぞれ「1646年度コーチシナ年報」およびこれに付された殉教報告、加えて「1647年度コーチシナ年報」所収の「コーチシナ王国のキリスト教界情勢」である⁽³²⁾。

第31章に関しては、出所を特定した結果、一部の話題が章目で示された時期と一致しないことが判明したため、指摘しておく必要がある。前半では第30章の続きとして、1648年の新王の即位後に実現した禁教・迫害体制の緩和が述べられ、後半では時期が明示されないまま、布教状況の好転事例が記されている。前半は章目に即した内容であるが、後半の幾つかの記述は、第29章の典拠史料でもあった「1647年度コーチシナ年報」所収の「コーチシナ王国のキリスト教界情勢」からの引用であり⁽³³⁾、明らかに章目と矛盾する時期の内容が載せられている。コーチシナ阮氏にとっての1648年は、トンキン鄭氏勢力による領土侵入と前王の病没といった極めて深刻な政治的動揺が続発した年であり、その動揺は新王の即位をもって一応の終熄を見、布教状況の好転もその結果として実現したものである。カルデインはこうした一連の過程を理解しつつも、敢えて文脈に適合させるべく、それに相応しい教化的事例を前年度の記録から摘出して著作に載せたことになる。この点は、読者の教化を前提とするイエズス会編纂史料としての限界と制約を示す事例と言える。

以上のイエズス会文書の他、カルデインはポルトガル王室作成の文書も布教史編纂の情報源として利用した。カルデインが当該文書にアクセスできたのは、日本管区代表プロクラドル就任中、マカオへのポルトガル復興の通知や日本への使節派遣の実現に向けて、ゴアとリスボンのポルトガル王室中枢と交渉する機会を持った経緯からであろう。『イエズス会の闘い』第5章と第6章は日本近世史上有名な「正保4年ポルトガル船来航事件」の顛末をポルトガル王室側から描写したものであるが、既にC・R・ボクサーも指摘した通り⁽³⁴⁾、上記二章の典拠史料は、1648年に遣日使節の書記官ドウアルテ・ダ・コスタ・オーメン(Duarte da Costa Homem)がゴアで執筆した「ポルトガル国王ジョアン4世の遣日使節ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザの渡航記」⁽³⁵⁾である。カルデインは上記二章の冒頭と結末において迫害や交易状況に関する補足をし、実質的な部分は渡航記を適宜参照・抜粋しながら叙述している。

【表3】『イエズス会の闘い』の掲載文書

* 文書に記載のない作成年月日・作成地等の情報について、推定可能なものは（ ）に入れて示した。

* 表記はリスボン科学学士院図書館所蔵の手稿に従っている。

No.	章 (手稿・翻刻版範囲)	表題	①作成年月日 ②発信地 ③作者 ④宛先
①	4 (fols. 30v-31r, p. 30)	<i>Carta del Rey da China Jum Lié.</i> 「中国国王 永暦の書翰」	① (1648 年) ② (肇慶) ③ 永暦帝 ④ イエズス会巡察師、マカオ総督、マカオ市議会
②	4 (fols. 31v-46v, pp. 30-47)	<i>Carta do Padre Alvaro Semedo, em que dá conta do estado da China.</i> 「中国情勢を伝える司祭アルヴァロ・セメードの書翰」	① 1649 年 12 月 10 日 ② 広東 ③ アルヴァロ・セメード ④ エチオピア大司教
③	6 (fols. 56r-57r, pp. 56-57)	<i>Resposta da embaxxada.</i> 「使節に関する回答」	① 正保 4 年 7 月 13 日 ② (江戸) ③ 徳川幕府老中 ④ (ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザ)
④	6 (fols. 57v-58r, p. 58)	(「ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザの回答」)	① (1647 年 8 月) ② (長崎) ③ ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザ ④ (長崎奉行)
⑤	6 (fol. 58r, p. 58)	<i>Reposta que trouxeram os tres secretarios.</i> 「三人の書記官が齎した回答」	① (1647 年 8 月) ② (長崎) ③ (長崎奉行) ④ (ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザ)
⑥	7 (fols. 61r-63r, pp. 62-63)	<i>Copia de hũa carta do Padre João Cabral, Visitador da Missam do Reyno de Tunquim, pera o Padre Assistente de Portugal feita em Macao a 2 de Novembro de 1647.</i> 「1647 年 11 月 2 日付、マカオ発信、トンキン王国布教の巡察師ジョアン・カブラルの総会長補佐ポルトガル顧問宛て書翰の写し」	① 1647 年 11 月 2 日 ② マカオ ③ ジョアン・カブラル ④ イエズス会総会長補佐ポルトガル顧問
⑦	7 (fols. 63r-66v, pp. 63-67)	<i>Copia de outra carta do Padre Fellippe Marino pera Nosso Muito Reverendo Padre Geral.</i> 「司祭フェリッペ・マリーノが我々のいとも尊き総会長に書き認めた書翰の写し」	① (1647 年) ② (昇龍) ③ ジョヴァンニ・フィリッポ・デ・マリーニ ④ イエズス会総会長
⑧	15 (fols. 108r-109r, pp. 108-109)	<i>Copia da chapa del Rey de Annam, pella qual prohibe a seus vassallos receber a ley de Deos.</i> 「臣下に対してデウスの教えの信仰を禁じる旨の安南国王による布告の写し」	① (1644 年 1 月) ② (昇龍) ③ 安南国王 = 鄭梈 ④ 鄭氏の諸臣下
⑨	20 (fols. 145v-146r, pp. 144-145)	<i>Patente do Principe de Annam, com que perfilha o Padre Felix Moreli.</i> 「司祭フェリックス・モレッリを養子とする旨の安南王子による允許状」	① (1647 年 3 月) ② (昇龍) ③ 安南王子 = 鄭柞 ④ フェリーチェ・モレッリ
⑩	22 (fols. 159r-178r, pp. 157-175)	<i>Copia de hũa carta, que o Padre João Cabral escreveo a Nosso Muito Reverendo Padre Geral sobre a vizita, que fez na Christandade de Annam no anno de 1647.</i> 「1647 年に安南キリスト教界で実施した巡察に関して、司祭ジョアン・カブラルが我々のいとも尊きイエズス会総会長に宛てて認めた書翰の写し」	① 1647 年 10 月 12 日 ② マカオ ③ ジョアン・カブラル ④ イエズス会総会長

さて、ここまで言及してきた諸史料は、カルディンが出典を明記することなしに本文の叙述に使用していたものであったが、その一方で、本書には【表3】に纏めた通り、表題・作者等の情報を明記したうえで掲載した文書も10点存在する⁽³⁶⁾。これらの文書を分類すると、現地政権発行のポルトガル語訳書状4点（①・③・⑧・⑨）、ポルトガル王室使節の書状2点（④・⑤）、イエズス会士の報告書4点（②・⑥・⑦・⑩）となる。このうち③・④・⑤・⑧については、年報や報告書が作成された時点で既に掲載済みのものであり、カルディンが独自に収集したうえで引用したものではないが、原文書の掲載それ自体はカルディンの前著『日本管区の報告』では見られず、カルディンが『イエズス会の闘い』編纂時に新たに採用した方針である。この点は本書の有する特徴の一つと評価することができる。そして上記10点の掲載文書は、本書に著者カルディン以外の複数の「視点」を付与するものであり、本書の史料的価値を高める重要な要素になっていると見ることもできよう。

3. 17世紀中期におけるイエズス会日本管区情勢

以下では『イエズス会の闘い』各章の記載事項の概略を地域別に分けて示すことで、本書の内容面での解題に代える。なお、第8章以降に続くイエズス会日本管区の新規開拓地の報告については、宣教活動の推移とこれに関連する俗界情勢の記事を中心に概述する。

(1) 日本

第1章と第2章の前半は、「キリシタン時代」の編年史となっている。主たる言及事項は、フランシスコ・ザヴィエル（Francisco Xavier, 1506-52）の来日と日本開教、キリシタン大名によるローマへの遣使、豊臣政権による伴天連追放令と迫害、托鉢修道会の来日、徳川幕府による禁教令発布と迫害の経過、イエズス会出身の歴代日本司教の事蹟、1640年のマカオ市使節処刑事件、1642年の巡察師アントニオ・ルビノ（Antonio Rubino, 1578-1643）の日本への潜入と殉教などである。第2章の後半は、1614年の徳川幕府による禁教令（カルディンが言うところの「第二の迫害」）の発布直後に開始された日本管区による南方事業の経過と現状を簡潔に示し、その後「〔管区は〕その本部の名前を用いてマカオ管区と称することも可能であるが、より誉れ高く重要な地域に因んで呼ばれている。すなわちその地域とは日本である」⁽³⁷⁾と述べ、管区の名称に「日本」が冠せられたことの意味について触れている。

第5章と第6章は、前項で指摘した「ポルトガル国王ジョアン4世の遣日使節ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザの渡航記」に拠りながら、ポルトガル再興の通知と日本との復交交渉を使命としたポルトガル王室使節の航海、長崎における使節と奉行との交渉の経過を綴る⁽³⁸⁾。ここには、使節の処置に関する幕府の回答書「正保四年丁亥七月十三日付 老中奉書」のポルトガル語訳（部分的に原文からの省略や変更が見られる）や奉書第五条に対するゴンサロの回答など（前掲【表3】③・④・⑤）も掲載されている。カルディンは章の結末部分で「マカオとの交易は

概して万人に希望されているが、執政官と政権に見られるデウスの信仰に対する敵意が「その状況に」勝っている」⁽³⁹⁾と述べ、禁教体制の徹底ぶりを強調している。

日本関係の記事は第7章で完結する。章目の通り、トンキン経由でマカオに届けられた日本情勢に関する報知が章の主題である。カルディンは章の冒頭で、オランダ人と漳州の華人商人の証言も迫害に関する確実な証拠になるとの認識を述べたうえで、ポルトガル人会士ジョアン・カブラル(João Cabral, 1599-1669)とイタリア人会士ジョヴァンニ・フィリッポ・デ・マリーニ(Giovanni Filippo de Marini, 1608-82)の書翰(【表3】⑥・⑦)を掲載し、両司祭がトンキン滞在中にオランダ東インド会社商務員、華人商人、日本人商人パウロ・ロドリゲス(和田理左衛門)⁽⁴⁰⁾から聴取した様々な日本関連情報を紹介する。上記の書翰で最も詳しく言及されているのは、1643年にマニラを出航した日本管区長ペドロ・マルケス(Pedro Marques, 1575-1657)一行の日本到達後の動静についてである。例えばマリーニの書翰では、長崎で捕縛されたマルケス以下5名のうち、イタリア人会士ジュゼッペ・キアラ(Giuseppe Chiara, 1620-85)、スペイン人会士アロンソ・デ・アロヨ(Alonso de Arroyo, 1592-1643)、日本人修道士アンドレ・ヴィエイラ(Andre Vieira, ?-1678)の3名は拷問を受けた末に獄中で落命し⁽⁴¹⁾、イタリア人会士フランチェスコ・カッソラ(Francesco Cassola, ?-1643)と管区長マルケスの2名の司祭は江戸の井上政重の屋敷において存命中で、そこに女性が司祭のために奉仕しているとの情報が示され、両司祭の棄教が示唆されている。この他トンキンでは、1646年の鄭芝龍(1604-61)による徳川幕府への軍事支援要請(日本乞師)と幕府の対応、長崎におけるキリシタンの露頭と殉教、小西マンショ(1600-c.1644)の都における殉教などに関する情報も獲得された。

(2) マカオ

第3章は日本管区の本部に関する専章であり、布教・交易拠点としてのマカオの成立、コレジオの創設とその機能、マカオ周辺における布教などを扱う。ポルトガル領東インドにおけるイエズス会諸管区の成立事情から記述が始まり、かつて日本の布教区がゴア管区から準管区として独立したこと、1615年のフランドル人会士ニコラ・トリゴー(Nicolas Trigault, 1577-1628)によるローマ・イエズス会本部への要請の結果、中国の布教区が日本管区の従属から切り離されたことなどが記される⁽⁴²⁾。

マカオの地誌に相当する記述では、マカオがポルトガル領東インドにおける交易拠点の一つとして確立するまでの過程の説明として、1570年代までポルトガル人が上川島で交易活動に従事したこと、阿媽信仰に由来する「アマカオ(Amacao)」半島において広東の官吏から居住を許可されたこと、「マカオ」は俗称であり、正式には「中国におけるデウスの御名の都市(Cidade do nome de Deos da China)」と称することなどが述べられるほか、マカオ要塞の防備体制やマカオ・アジア各地域間の距離に関する言及もある。

コレジオの創設と役割については、コレジオの創設者(fundadores)としてポルトガル国王セバ스티アン(在位 1557-78)、エンリケ枢機卿王(在位 1578-80)、ジョアン4世がその出資金

額とともに示される。これに続き、ファサードの意匠、教育内容（語学、神学、道徳など）、1648年の飢饉の際に実施された慈善事業などが概観される。

布教関係の記事としては、巡察師アンドレ・パルメイロ（André Palmeiro, 1569-1635）が中国人信徒に向けた教会を市壁の外部に建設したこと、大陸全土で飢饉が発生した際、大陸民が救助を求めてマカオに避難したこと、難民の幼児の殆どが受洗してポルトガル人に買われたことなどが記されている。

(3) 中国

第4章の章目に見られる「中国の新王（*novo Rey da China*）」とは、南明政権の第4代永暦帝（在位1646-61）を指し、本章では『イエズス会の闘い』成立時期の中国情勢の報告として、1640年代の明清交替の動乱と中国準管区による南明政権下での布教が扱われる。章の前半は王朝交替の経過を編年的に追ったもので、李自成（1606-45）と張献忠（1606-47）の蜂起、崇禎帝（在位1628-44）死没に伴う国土の分裂、清朝軍による北京および諸省の制圧、福王・弘光帝（在位1644-45）らによる南明政権の樹立、キリスト教徒の武官ルカスとアキレス（龐天寿）による桂王・永暦帝の擁立、以上の過程を説明する。ここでは、弘光帝がイタリア人会士フランチェスコ・サンビアシ（Francesco Sambiasi, 1582-1649）にマカオのポルトガル人との友誼を結ばせ、マカオからの支援の獲得を試みた事情も言及されている⁽⁴³⁾。

布教関係の記事で焦点が当てられているのは、肇慶の永暦帝宮廷におけるオーストリア人会士アンドレアス・ザヴィエル・コフラー（Andreas Xavier Koffler, 1612-52）の功績であり、皇太后（洗礼名ヘレナ）、皇后（アンナ）、皇太子（コンスタンティノ）らが受洗したこと⁽⁴⁴⁾、皇太后がマカオの巡察師マヌエル・デ・アゼヴェドラに贈物を届けたことなどが記される。前半の最後には、アンドレアス・コフラーがマカオに持ち帰った永暦帝書翰のポルトガル語訳（【表3】①）が掲載されており、永暦帝が旧領回復に向けた軍事支援をイエズス会とマカオ政府に懇請した事実も判明する⁽⁴⁵⁾。

第4章の後半は、ポルトガル人会士アルヴァロ・セメード（Álvaro Semedo, 1586-1658）による広東発信の書翰（【表3】②）の引用で構成されている。書翰の前半では、崇禎帝死後の相次ぐ南明政権の樹立と政権の崩壊、清朝による大陸の支配状況が簡潔に説明され、これに続いて、ポルトガル人会士イナシオ・ダ・コスタ（Inácio da Costa, c.1604-66）から届けられた情報を基に、1645年頃の陝西・西安府における包囲戦の経過が詳述される。書翰の後半では、1649年頃の広東での戦闘、セメードの許に届いたポルトガル人会士ガブリエル・デ・マガリャンイス（Gabriel de Magalhães, 1610-77）らの死亡の噂、永暦帝擁立者の一人であったルカスの略歴、セメードが皇太后の礼拝堂で挙行したミサの状況が述べられる。

(4) トンキン

ベトナム（大越、安南）の地誌に相当する第8章では、鄭氏（トンキン）・阮氏（コーチシナ）・

莫氏の鼎立状況と各勢力の領有範囲⁽⁴⁶⁾、統治権を奪われた名目上の君主ブーア (Bua, 黎氏) と事実上の統治者チュア (Chuâ, 鄭氏) との権力関係、ケーチョ (Quéchô) と通称されるトンキンの王府 (昇龍城) の構造、陸海の軍備、科挙の実施、諸宗教 (仏教、儒教、精霊信仰) が説明される。

第9章以下は、1626年から1649年に至る布教報告となる。1626年のイタリア人会士ジュリアーノ・バルディノッティ (Giuliano Baldinotti, 1591-1631) と日本人修道士の古賀ジュリオ・ピアニ (Julio Piani, 1569-1627) によるトンキン調査を経て、1627年3月、ポルトガル人会士ペドロ・マルケスとフランス人会士アレクサンドル・ド・ロードによって布教活動が開始された⁽⁴⁷⁾。トンキン国王の鄭樞 (在位 1623-57) は、当初イエズス会士に好意を示して彼らの滞在と活動を許容した。しかし、既にコーチシナ阮氏と開戦していた国王の関心事は、宣教師を媒介としたマカオとの通商関係の維持にあったため、マカオ船のトンキン出航もしくはマカオからの欠航時には宣教師追放令を発令し、その後は現地住民によるキリスト教徒への排斥、大官の讒言、対コーチシナ戦争における多大な犠牲、日本におけるキリシタン禁制などを根拠・口実として禁教令を発令した。例えば1632年11月には、禁教令の適用範囲が王府からトンキンの全土に拡大され、カテキスタ⁽⁴⁸⁾の住院や教理書の印刷所といった布教関連施設が破却されている。1644年初頭には、禁教の布告 (【表3】⑧) が政権の諸官僚・臣下に対しても発布された。また国王が上記布告の発布を決定した際には、王宮の日本人女性⁽⁴⁹⁾がイエズス会士を擁護して、布告発布の延期について国王と交渉していた。

第13章はトンキン布教で採用された布教政策に関する専章であり、マテオ・リッチ (Matteo Ricci, 1552-1610) による漢籍教理書のトンキン全土における普及、イエズス会士による聖人伝とキリスト伝などの宣教パンフレットの印刷、王府および地方におけるセミナリオの創設、カテキスタによる伝道活動、以上を教勢拡大の主たる背景として説明している。

第18章以下では、鄭氏政権によるキリスト教への締めつけが緩和し、布教情勢が安定し始めた事情が判明する。その契機は、1646年に永暦政権の司令官ルカスの使節ラザロがトンキンの王府を訪れた際、国王鄭樞がルカスとその一族がキリスト教徒であると知り、権威あるキリスト教徒が中国に大勢存在する状況に感銘を受けたことであった。また第20章で特筆されている通り、1647年3月末、トンキン布教上長のフェリーチェ・モレリ (Felice Morelli, ?-1650) が国王第三子で王位継承者の鄭柞⁽⁵⁰⁾に養子として迎え入れられたことも (【表3】⑨はその際にモレリに交付された允許状である)⁽⁵¹⁾、キリスト教界に平穏と安定を齎す要因となった。

トンキン布教の報告は、第22章に掲載されたジョアン・カブラルの書翰 (【表3】⑩) をもって完結する。1647年に巡察師マヌエル・デ・アゼヴェドの代理でトンキンに上陸したカブラルは、最初に王府で国王鄭樞と鄭柞に謁見して巡察師の書翰と贈物を献呈し、続いて司礼監⁽⁵²⁾と面会した後、地方の教会とカテキスタの住院を視察した。視察旅行の結果、トンキンの全土に205堂 (王府: 5、東・北: 37、南: 51、清化: 59、乂安: 53) の教会を認め、信者数を17万人以上と推定し、毎年の年報に記載されている成果は信頼に足るものと判断した。またカブラル自身のイ

インド宣教経験も踏まえ、トンキンのキリスト教界が東洋一であると評価し、その根拠として、(1) 人々は救済以外の動機でキリスト教に改宗することはない、(2) インド宣教で改宗の障碍となっていたカースト制度の如き悪弊が存在しない、(3) 宣教師に対する好感と尊敬が見られる、主に以上の3点を指摘した。さらに今後の活動に向けた指針として、衣服・建築面での「適応」、布教上長による国王との友好関係の維持を挙げるとともに、宣教要員の増派（現状の11名から新たに15名へ）に関する提議もしている。

(5) コーチシナ

第23章にはコーチシナの地誌に関する独立した記事はなく、阮潢（在位1558-1613）の治世期にスペイン人フランシスコ会士、ポルトガル人アウグスティノ会士、マラッカ司教区所属の教区司祭によって宣教活動の先鞭がつけられた経緯から記述が始まる。これに続きカルディンは、コーチシナ滞在経験があると言われるスペイン人教区司祭について触れ、この司祭の著作におけるコーチシナ関係記事の信憑性の乏しさを批判する⁽⁵³⁾。

以上の話題を経て、1615年1月以降実施されたイエズス会日本管区による布教活動が編年的に述べられる。徳川政権の追放令によりマカオに退去した管区長ヴァレンティン・カルヴァーリョ（Valentim Carvalho, c.1559-1631）がポルトガル人会士ディオゴ・カルヴァーリョ（Diogo Carvalho, c.1578-1624）とイタリア人会士フランチェスコ・ブゾーミ（Francesco Buzomi, 1576-1639）をコーチシナに派遣したことから、同地における活動の端緒がつくられた⁽⁵⁴⁾。第23章では、布教の主要目的が日本人商人の司牧にあったこと、王府のある順化とその周辺からチャンパとの境界付近まで布教施設が設置されたこと、コーチシナ全土の受洗者数が2万人に達したことなどが記されるとともに、宣教師に追放令が発令された際、マカオから派遣されたポルトガル人使節が阮福源（在位1613-35）と交渉したことで、宣教師の滞在が認められた事情も伝えられている。

第24章も前章同様の編年的叙述であり、ここでは1615年から1643年にかけて宣教師と現地キリスト教徒が被った迫害を扱う。キリスト教徒の官僚に対する解職処分や聖画像の搜索命令といった具体的な弾圧の実態に加え、南方地域でのキリスト教界拡大に対する政権側の懸念、オランダ人と会安日本人町の日本人頭領による国王阮福源への讒言（「宣教師による信者獲得の目的は、王国の征服を容易にするためである」）など、迫害が惹起された背景も判明する。

第25章から第29章は、1644年以降に阮福瀾（在位1635-48）が実施した迫害に関する教化的記事であり、カテキスタのアンドレ（コーチシナ布教における初の殉教者）、イグナシオ、ヴィセンテ、他の有力信徒が捕縛されて処刑されるまでの過程を描写し、併せて彼らの伝道活動における貢献と殉教を称える内容となっている。第26章の結末では、アレクサンドル・ド・ロードがコーチシナから持ち帰ったアンドレの遺骸がマカオからスーラトを経てゴアに届けられ、1650年にゴアからリスボンに発送された事情が補足されている。

俗界情勢の専章である第30章では、1648年3月に勃発した鄭阮戦争の経過とその後の政権情

勢が明らかになる（一部の記事には陰暦と西暦が併記されている）。カルディンによれば、この戦争はコーチシナ阮氏にとって「安南国のもう片方から分離して以降、最も危機的であった」⁽⁵⁵⁾。本章での主たる言及事項は、多数の火砲を配備した城塞の防備体制、鄭氏軍の阮氏領内への侵攻と潰走、阮氏の有力女性による鄭氏政権との通謀とその露顕⁽⁵⁶⁾、阮福瀾の病没、阮福瀨（在位1648-87）の王位継承などである。コーチシナにおける厳重な禁教体制は、戦争の終息と阮福瀨の即位を機に部分的に緩和され、第31章ではその後の布教状況の好転事例が具体的に語られる（前項で指摘した通り、第31章後半に載せられている教化的記事の幾つかは1647年度の年報に基づいたものであり、1648年の状況ではない）。

(6) 海南島

第32章の前半には海南島の地誌に相当する記述があり、島の行政区分（瓊州府、3州、10県）、都城の構造、主要産物（檳榔、沈香、蠟、漆、真珠など）、捕鯨の習慣、島の山地民族（黎族）と漢民族との関係、仏教の崇拜などに関する説明がなされる。以上の説明においてカルディンは、海南島に居住する中国人の信心深さを指摘し、彼らの崇敬の対象が仏教からキリスト教に転じれば、優れた信徒が生まれ、大規模なキリスト教界も出現するであろうとの認識を開陳している。

第32章の後半以降は、1633年から1647年に至る布教報告となる。日本管区イエズス会士による海南島進出は、北京宮廷で洗礼を受けた大官パウロが海南島への帰還に際し、マカオ駐在の巡察師アンドレ・バルメイロに宣教師の来島を依頼したことから実現した。初期の活動は、ペドロ・マルケス（禁教令のために日本を放逐された後、カンボジアとトンキンの布教に従事）とマカオ出身の中国人修道士ドミンゴ・メンデス（Domingo Mendez 邱良稟, 1582-1652）によって実施され、パウロの家族他100名以上の受洗者が得られた。

マルケスとメンデスがマカオに戻った後、それまで福建で活動していたポルトガル人会士ベント・デ・マツス（Bento de Mattos, 1600-52）が海南島の上長として来任した。暫く布教に従事した後、島民のマツスに対する警戒感や仏僧による排斥が見られたため、反キリスト教感情の沈静化を待つべく、マツスは離島する。1637年時点での受洗者数は700名以上であり、マツスの不在期間はカテキスタが信者を慰問した。

第35章では、マツスによる再布教と以後の海南島情勢が明らかになる。1643年以降マツスが単独で布教を遂行していたなか、1646年にはポーランド人会士ミカエル・ボイム（Michael Boym, 1612-59）ら3名の増派があった。この文脈においてカルディンは、1640年代初頭の宣教要員不足の背景として、ヨーロッパで締結されたオランダ・ポルトガル間の和平がアジアで発効せず、ゴアに駐在する宣教師のマカオへの渡航が不可能であった旨、指摘している。1647年2月末には、既に広東を制圧した清朝勢力が海南島にも来襲したことで島の秩序が悪化、布教施設が島民による掠奪を受けるなどしたため、マツスは3名の宣教師をトンキンに派遣した⁽⁵⁷⁾。章の結末では、永暦政権の確立に伴って海南島情勢が安定し、布教継続の機会が到来した事情が伝えられている。

(7) カンボジア

第36章のカンボジア報告は著作中最も分量が少なく、紙数の約半分はカンボジアの地誌と世俗情勢の報告に充てられている。前半部では、最初にカンボジアの諸産物（米、安息香、沈香、鉛、犀角、漆など）を挙げ、これに関連する交易事情として、ジャワ人とコーチシナ人は王都ロヴェクに寄港地を設け、オランダ人は安息香と食料を、日本人は漆や漳州人が齋生糸などを入手し、日本とフィリピン諸島との交易を喪失したマカオのポルトガル人もカンボジアの諸産物を取引し始めた状況が述べられる。これに続いて、1600年頃のシャム・カンボジア間の戦争が取り上げられる。ここでは、ポルトガル人が「黒い王（Rey preto）」と称するシャム国王がカンボジアの王都を占拠した際、カンボジア国王および諸子がシャムの王都アユタヤに連行されたこと、1618年頃カンボジア国王がシャムから帰還し、再び侵攻してきたシャムの軍勢を阻止したことが明らかになる。

章の後半は、マニラとマカオ両拠点から実施された布教の試みを扱う。先ずスペイン・マニラ政庁によるカンボジア進出について述べられ、第19代マニラ総督ファン・ニーニョ・デ・タボラ（Juan Niño de Tabora, 在職1626-32）がカンボジアでのガレオン船建造を視野に入れ、ドミニコ会士と使節を派遣した事情が示される。これに引き続き、マカオのイエズス会日本管区によるカンボジア布教の話題に移行する。1616年、徳川政権の追放令で日本を退去したペドロ・マルケスがカンボジアに入国したことにより、布教活動の発端が開かれた。当初の活動の目的は、カンボジアに居留する日本人キリシタンの司牧にあった。ポルトガル船の船将がカンボジア領内でオランダ船を攻撃し、そのことが国王の怒りを買ったことでマルケスは退去を余儀なくされ、布教活動は短期間で中断する。1624年以降の活動再開後の状況に関する記述では、布教に従事したイエズス会士として、日本人司祭の飾屋ジュスト（1567-1629）と西ロマン（1569-1640）、1629年のコーチシナ阮氏政権の迫害からカンボジアに避難したフランチェスコ・ブゾーミなどが列記される。

カンボジア報告の総括において、カルディンは宣教の実りが得られないと評価しつつも、「日本への扉のため、そしてコーチシナで迫害を受けた司祭たちの避難所のため、さらに1642年の司祭ジョアン・レリアによるラオス王国への入国のために、カンボジア王国が果たした役割は小さくなかった」⁽⁵⁸⁾と述べ、宣教事業拠点としての機能をカンボジアに見出している。

(8) ラオス

上座部仏教圏の報告のなかで最も多くの紙面が割かれているのは、第37章以下に続くラオス報告である。先ず第37章はラオスの地誌であり、ラオスの地理と隣接諸地域、主要産物（安息香、象牙、金、麝香など）、王都ヴィエンチャンの構造、国王および8人の副王による王国の統治体制、ラオ人の習俗、仏教の到来、寺院の建設、仏教書の編纂などに関する説明がなされる。

第38章においてカルディンは、ラオス開教に向けた準備と情報収集活動に一時期従事した自らの経験を踏まえながら、ラオス開教が周辺国の布教と並行して進められた経緯を詳細に記す。

主たる言及事項は、ポルトガル人商人による日本管区へのラオス情報の提供、日本管区所属宣教師によるシャム布教の開始、シャムおよびトンキンを経由して実施されたラオス入国の試みである。日本管区によるシャム布教は、マニラ政庁・シャム王室間の紛争解決を目的とした外交交渉を端緒としていた⁽⁵⁹⁾。1626年、第18代マニラ総督フェルナンド・デ・シルヴァ（Fernando de Silva, 在職 1625-26）の使節として派遣された前日本管区代表プロクラドールのスペイン人会士ペドロ・モレホン（Pedro Morejón, 1562-1639）は、国王ソントム（在位 1611-28）との交渉を成功させた直後、王都アユタヤにおける教会設置の許可を得た。この時モレホンに随行していたカルディンには、シャムを通じてラオスに入国する使命が与えられていたが、シャム国王はこの試みを禁止した。

1630年代を通じて実施されたトンキン経由によるラオス開教の準備については、カルディンの情報収集、トンキン布教上長ガスパール・ド・アマラル（Gaspar do Amaral, 1594-1646）によるラオス国王宛て遣使、書翰を通じたラオス国王ヴィサイ（在位 1632-37）によるアマラルの招請⁽⁶⁰⁾、イタリア人会士ジョヴァンニ・バティスタ・ボネッリ（Giovanni Battista Bonelli, 1589-1638）を長とする宣教団の編成、ボネッリの病没、以上の過程が述べられる。

ラオスにおける開教は、1642年にイタリア人会士ジョヴァンニ・マリア・レリア（Giovanni Maria Leria, 1602-65）がカンボジア経由で入国したことで実現した。第38章の後半では、レリアの携帯していた聖画像が副王の興味を惹いたこと、国王がレリアに仏僧への改宗を勧めたことなどが記されている。第39章では、王宮の有力女性と仏僧によるレリアへの警戒と排斥、新国王スリニャウォンサー（在位 1637-94）に対する家臣の謀反、国王による教理書と聖画像への非難など、1644年に国王がレリアに王都退去を命じるまでの経緯が明らかになる。

第40章の前半では追放令撤回後の状況として、国王とレリアとの間で行われた教理問答や降誕祭ミサの挙行などといった布教活動の進展事例と、最終的なキリスト教布教の公許が政権から得られなかった事情などが示される。章の後半では、国王からレリアに委託された外交使命と布教が中断した背景として次のことが明らかになる。レリアが支援の調達と布教上長への報告を目的としてトンキンに向かう際、国王は鄭氏政権との間に「極めて安定的で永続的な和平と友誼」⁽⁶¹⁾を締結するように依頼した。レリアはトンキンの政庁で鄭樁と鄭柞の厚遇に接し、この時ラオスとの和平締結の件が承認された。使命を果たしたレリアは国王への報告のため一旦ヴィエンチャンに戻った後、交渉の最終調整を任されたため、1648年12月に再びトンキンに入った。この直後、両国間の盟約締結を知ったコーチシナ阮氏の軍勢がラオスの領内に侵攻し、その情報がトンキンのイエズス会の許に届いた。事態が沈静化するまでレリアのラオス行きを控えさせるべきとの判断から、結果的に日本管区によるラオス布教は中断する⁽⁶²⁾。

(9) マカッサル

第41章のマカッサル報告の特徴の一つは、イエズス会士とゴア大司教座所属の教区司祭との軋轢など、東南アジア大陸部とは異なる布教事情が窺える点にある。章の導入では、マカッサル

の勢力圏（300 レグア）、交易品（インド・コロマンデルの衣服、東南アジアの香薬など）、15 の諸王が従属する皇帝（Emperador）のスバンコ（Sumbanco）と実際上の統治者である王子（Principe）のパティンガロアン（Patingaloã）との権力関係が示される。

これ以降は、パティンガロアンとポルトガル人およびイエズス会との関係、マカッサルにおける布教状況に焦点を当てた記述となる。マカッサル布教が日本管区の管轄下に置かれたのは1646年以降であるが、既に1620年頃、パティンガロアンがマラッカ司教区を通じてポルトガル人会士マヌエル・デ・アゼヴェドを招聘していたことで、マカッサルとイエズス会との関係は構築されていた。アゼヴェドの到着時、パティンガロアンは既にイスラム教を受容していたが、その後も一貫してイエズス会士とポルトガル人を優遇した。1641年のマラッカ陥落後、ポルトガル人難民がマカッサルに移住した際には、パティンガロアンは彼らに教会建設の用地を与え、また彼らが教区司祭の指導に満足しなかった際には、彼らの訴えに従ってマカオ駐在のアゼヴェド（1644年から日本管区・中国準管区の巡察師に就任）に連絡し、イエズス会士の派遣を依頼した。かかる経緯から1646年、マカオから2名のポルトガル人会士アンブロジオ・デ・アブレウ（Ambrosio de Abreu, 1614-48）とゴンサロ・ダ・フォンセカ（Gonçalo da Fonseca, 1618-62）が遣わされ、パティンガロアンの庇護と支援を受けた。教区司祭がこの状況を許容せず、キリスト教徒に対してイエズス会士の許での告解を禁じたため、アブレウはこの件を大司教座に直訴するべくゴアに向かい、フォンセカはマカオに帰還する。1647年には、他のマカッサル駐在イエズス会士の病没、ポルトガル人の要請に基づくジャンピ方面への転勤があった。

最後にカルディンは、キリスト教徒3000人と島の居留者の司牧がマカッサルで得られた唯一の成果であると評価する。これに続けて、マカッサルが南方諸地域のなかで最良の交易拠点と寄港地であることと、マカッサルにイギリス人、オランダ人、デンマーク人が商館を設置している状況に触れ、弁才のある宣教師の駐在が必要であるとの見解を示し、その目的を「異端者（hereges）」（新教徒）に対する論駁と現地島民の改宗に向けたマラヤ語の習得にあると述べる。島民がムスリムの信仰に充足していない状況から、彼らのキリスト教への改宗に希望があることを指摘してマカッサル報告を総括する。

(10) シャム

第42章のシャム報告をもって『イエズス会の闘い』は完結する⁽⁶³⁾。既にカルディンは1645年に執筆・刊行した『日本管区の報告』でシャムの地誌を纏めていたためか⁽⁶⁴⁾、本章にはシャムの地誌に関する記事はない。章の冒頭では、フェルナン・メンデス・ピント（Fernão Mendes Pinto, c.1510-1583）の『遍歴記』について触れ、「[この書は] 一般に虚構のものと見做されているが、シャム王国について書いた部分は真実から外れてはいない」⁽⁶⁵⁾と評価している。

それから第38章前半に続く話題として、日本管区による布教活動とシャム王室・マニラ政庁間の紛争再開について記す。1627年にマラッカから布教長として派遣されたイタリア人会士ジュリオ・チェーザレ・マルジコ（Giulio Cesare Margico, 1586-1630）⁽⁶⁶⁾、西ロマン、カルディンの

3 司祭はアユタヤに教会を建設し、ポルトガル人、400 名の日本人、各国出身のキリスト教徒を対象として布教を開始した。1628 年、マニラ政庁のフアン・デ・アルカラソ（Juan de Alcarazo）率いるガレオン艦隊がシャム沿岸で日本船とシャム王室船を焼亡させた。この事件に関してカルディンは、同時期の日本での状況に目を向けて「日本ではポルトガル人が彼らの船舶とともに抑留され、通商は断絶の危機に「陥った」」⁽⁶⁷⁾と述べ、アルカラソによる日本船焼討の余波を簡潔に伝えている。この事件の直後、上記 3 司祭がシャム王室の議会から死刑を宣告されたことで、布教活動は中断を余儀なくされる。カルディンはマニラ政庁の使節とともにマニラに帰還し、西ロマンは日本人の協力によって釈放されるなか、ジュリオ・マルジコは最後まで釈放されることなく、最終的に現地の棄教者に討たれて殉教を遂げた。

章の後半では、シャム王室におけるクーデターとその際の日本人の動向が明らかになる。王室の将軍オヤカラオム（Oya Calaom, 後の国王プラサート・トーン）が国王と自らが擁立した新王を相次いで弑逆して王国の支配を奪取した際、この事態を許容しなかったシャム在住の日本人はリゴールの都市を攻撃してカンボジアに入った。西ロマンも日本人に随伴し、後にカンボジアでの布教活動で病没したために、シャムでは布教に従事するイエズス会士が不在となり、日本管区による布教は事実上終了する。政変から数年後、シャムの新王プラサート・トーン（在位 1629-1656）が日本人の破壊行為を赦免し、従前通りの自由と特権とを保証したことから、日本人はシャムに戻った。最後にカルディンは、日本人がマカオに司祭の派遣を要望した事情と、シャムに入国したドミニコ会士に布教区が委託された事情に言及して報告を結ぶ。

結び

本稿では『イエズス会の闘い』の成立経緯、構成、典拠史料、採録史料、編纂方針、記載内容の概略を整理することで、本史料の全体像がより明瞭になったものと思われる。本史料の特色と意義は、(1)「キリシタン時代」以後のイエズス会日本管区の状況、各管轄地域における布教成果の到達点、(2) キリスト教界存続・発展の帰趨に関わる俗界情勢、(3) 布教地間の諸関係、以上の事項を一冊の布教史を通じて総合的に把握できる点に集約されよう。

本史料は全 42 章の構成それ自体に着目する場合、各地域の布教がそれぞれ独立して報告されているかの印象を受けるが、記載内容を分析・整理して判明したことは、カルディンは各布教地の報告を編年史的かつ縦割りの視点のみで叙述するのではなく、時に他の地域の状況やイエズス会日本管区の事業全体を視野に入れ、さらには管区を取り巻く周辺情勢（日本におけるキリシタン禁制、中国における明清交替、ベトナムにおける鄭阮抗争、スペイン・マニラ政庁によるインドシナ半島への進出、アジア海域におけるオランダ勢力の動向、ポルトガル商人の活動範囲の変化など）にも視線を向けながら叙述していたことである。このような横断的・複眼的視点を交えた叙述の在り方は、日本やベトナムなど特定地域の布教や迫害に焦点を絞った他のイエズス会布教史が持ち得ない要素ではないだろうか。この点の検証を今後の課題の一つとしたい。

また『イエズス会の闘い』の典拠史料を検討した結果、本史料にはトンキンおよびコーチシナ布教の年報やポルトガル王室作成の遣使報告が参照・利用されており、この他、南明・永暦政権やトンキン鄭氏政権発行の書状のポルトガル語訳、オランダ人と華人商人経由で得られた日本情報を含む宣教師書翰、インド布教との比較も踏まえられたトンキン布教巡察記などが特別に掲載されていることが明らかになった。後者の点はすなわち、『イエズス会の闘い』が著者カルディン以外の複数の視点を備えた布教史であることを意味している。上記の掲載文書は、カルディンと同時代のイエズス会士の視点を通して、あるいは現地政権の視点を通して当時のイエズス会日本管区の宣教事業をめぐる諸問題を解明する際の好材料になると考えられる。したがって、一冊の布教史を通じて同時代の複数の文書に接することができるという意味においても、『イエズス会の闘い』は一定の史料価値を有すると評価できよう。

このように、複数の視点や採録文書の多様性といった特徴が見られる『イエズス会の闘い』であるが、修道会編纂史料に特有の限界や制約が含まれているのも事実である。本著作の編纂方針を検討した結果、成立年度の異なる複数の文書に依拠した話題構成や、章目に示された時期と言及事項の時期の不一致が一部の章に存在することが確認された。特に第31章後半の如き事例は、読者の教化に裨益することも考慮に入れたうえで本著作が編まれた事情を物語っている。時期が明示されていない布教地の情勢や布教状況の好転に関する記事を参照する際、他の同時代史料を用いた検証が必要になることは言うまでもない。

今回の検討では、『イエズス会の闘い』の構成と内容の解明に終始したため、カルディンが本著作の献呈先をポルトガル国王ジョアン4世に決定したことの意味、カルディンの著述業績全体と管区代表プロクラドルとしての活動における本著作の位置、本著作と他の著作との関連（記載内容の重複や書き分け）といった問題については十分に踏み込むことができなかった。以上の問題を追求することも今後の課題としなければならない。

【附表】『栄光の日本管区におけるイエズス会の闘い』章目一覧

* 章目の転写にあたっては、リスボン科学学士院図書館所蔵の手稿（Biblioteca da Academia das Ciências de Lisboa, *Série Vermelha*, MS. 656）の表記に従った。

章 (手稿・翻刻版 範囲)	章目	記載内容の例
序文 (fols. 2r-3r)	A Magestade del Rey Dom João IV Nosso Senhor 我々の君主たる国王陛下ドン・ジョアン4世に捧ぐ。	執筆の背景／著作の典拠史料／カルディンのゴア到着前後の状況／イエズス会日本管区の現状
1 (fols. 8r-12v, pp.1-9)	Principio, e progresso da Provincia da Companhia de Jesv em Jappão. 日本におけるイエズス会〔日本〕管区の端緒と発展	ザビエル来日以降の日本キリスト教界の発展／豊臣政権と徳川幕府による迫害／歴代日本司教の経歴
2 (fols. 13r-18v, pp. 10-17)	Dilata se a Provincia de Jappam em varios Reynos; estado presente, em que hoje está. 様々な王国へ日本管区が拡大する。現在における状況	豊臣政権と徳川幕府による迫害／東南アジア大陸部・島嶼部における布教の発端と現状
3 (fols. 19r-25v, pp. 18-24)	Collegio de Macao cabeça da Provincia de Jappam. マカオのコレジオ、日本管区の本部	ポルトガル人來着とマカオの発展／ポルトガル諸王による学院創設支援／学院の教育／大陸の飢饉と難民への救済
4 (fols. 25v-46v, pp. 24-47)	O novo Rey da China manda hum presente a Igreja do Collegio de Macao. 中国の新王〔＝永暦帝〕がマカオのコレジオ教会に贈呈品を送る。	清朝軍の侵入と明朝の崩壊／南明政権の樹立／永暦帝の皇太后・皇后・皇太子の受洗／永暦帝書翰の葡文訳／陝西の包圍戦
5 (fols. 47r-53r, pp. 47-53)	Do estado presente de Jappão. 日本の現状について	ポルトガル王室特使ゴンサロのリスボンから日本に至る航海（1644年2月-1647年7月）／長崎到着後の交渉
6 (fols. 53r-60v, pp. 53-61)	Sucesso, e resposta da embayxada de Jappão. 〔交渉の〕経過ならびに日本使節に関する〔幕府の〕回答	長崎における交渉の続き／幕府の回答／老中奉書（正保4年7月13日）の葡文訳／使節の離日
7 (fols. 60v-66v, pp. 61-67)	Novas noticias de Jappão alcançadas por via de Tunquim. トンキンを経由して獲得された日本に関する新情報	1643年にマニラから渡日した管区長マルケス宣教団の消息／鄭芝龍の請援使節に対する幕府の対応／小西マンシヨの殉教
8 (fols. 66v-71v, pp. 67-72)	Breve descrição do Reyno de Annam. 安南王国の簡潔な説明	安南の地理・政体・行政・都市（昇龍城）・軍備・諸宗教／安南における鄭氏・阮氏・莫氏の鼎立
9 (fols. 71v-75r, pp. 72-76)	Entrão os Religiosos da Companhia de Jesvs na Corte Quéchô no reyno de Annam. 安南王国の王府ケチヨ〔＝昇龍〕にイエズス会の司祭が入る。	イエズス会士によるトンキン調査と布教の開始／国王鄭樞による歓待／鄭樞の母と姉妹の受洗／高僧の受洗
10 (fols. 75v-78v, pp. 76-79)	São desterrados os Padres do Reyno de Annam por pregarem a ley de Deos; tornão outros de novo. デウスの信仰を弘布したことにより司祭が安南王国を逐われる。再び他の司祭が戻る。	マカオ船出航に伴う禁教令の発布／宣教師不在期間におけるカテキスタの伝道活動／鄭樞による宣教師招請

章 (手稿・翻刻版 範囲)	章目	記載内容の例
11 (fols. 78v-83r, pp. 79-84)	São bem recebidos os Padres na Corte de Annam; confirma se sua Residência. 安南の王府において司祭が歓待される。司祭の滞在が認可される。	王宮における鄭樞との会見／鄭樞による宣教師への布教許可と仏像破毀禁止命令／宣教師と皇帝黎神宗との会見
12 (fols. 83r-90v, pp. 84-91)	Favores de Deos aos Christãos de Annam. 安南のキリスト教徒に対するデウスの恩寵	王妃と王子の病死／キリスト教徒による信仰の実践と布教への尽力／キリスト教徒による寄進とその使途
13 (fols. 90v-94r, pp. 91-94)	Meyos, que se tomaram pera o progresso da Christandade de Annam. 安南キリスト教界発展のために採用された諸方策	トンキンにおける漢籍教理書の流布とその効果／聖人伝・キリスト伝の印刷／カテキスタによる伝道活動
14 (fols. 94r-100v, pp. 94-101)	Dos Padres, que forão ao Reyno de Annam, e promoveram a Christandade. 安南王国に赴いた諸司祭について、キリスト教界が発展する。	1632 年以降 1647 年に至るトンキン布教イエズス会士の経歴／1647 年頃の信者数の推計（約 17 万人）
15 (fols. 101r-110v, pp. 101-111)	Perseguições, que padeceo a Christandade de Annam. 安南キリスト教界が被った迫害	1629 年以降に発布された各禁教令の概略／政権によるカテキスタ住院と印刷所の破却／1644 年の禁教令の葡文訳
16 (fols. 111r-118r, pp. 111-118)	Constancia dos Christãos no rigor das perseguições. 激しい迫害のもとで見られたキリスト教徒の忍耐	仏僧と住民らによるキリスト教徒への排斥／篤信キリスト教徒の信仰による死
17 (fols. 118r-126v, pp. 118-126)	Consola Deos os Christãos do Annam, e tras os gentios a seu conhecimento com casos prodigiosos. 安南のキリスト教徒に対してデウスが慰安し、奇蹟的な事例をもって異教徒をデウスの知識に導く。	山南・清化・父安における住民とキリスト教徒の動向（病気の快癒、死没、受洗に関するエピソード）
18 (fols. 126v-134r, pp. 126-133)	Da grande estima da ley de Deos na Corte, e em todo o Reyno. 王府および王国全土で見られたデウスの信仰に対する大いなる尊敬について	鄭樞姉妹による父安教会への寄進／永暦政権の使節ラザロの入越／鄭樞と鄭柞のキリスト教への称賛／高平の征討
19 (fols. 134r-142v, pp. 133-141)	Disputa, que o Padre Felix Moreli teve com o Principe de Annam. 司祭フェリックス・モレリが安南の太子 [= 鄭柞] と行った議論	父安政庁における司祭モレリと鄭柞との会見／議論の内容（ポルトガル人とオランダ人との関係、キリスト教の教義）
20 (fols. 142v-151r, pp. 141-149)	Estado prezente da Christandade do Reyno de Annam pelloos annos de 1649. 1649 年頃の安南王国キリスト教界の現状	清化・父安領主 Chuá Cá の死／鄭柞の允許状（司祭モレリを養子とする）の葡文訳／各司祭の担当区域／受洗者数の推移（1627-48）
21 (fols. 151r-159r, pp. 149-157)	Casos admiraveis, que socederão na Christandade de Annam no anno de 1648. 1648 年に安南キリスト教界で生じた称賛すべき出来事	王子 Phu の正室姉妹の受洗／山南における教会の新築／清化における仏僧の改宗

章 (手稿・翻刻版 範囲)	章目	記載内容の例
22 (fols. 159r-178r, pp. 157-175)	Copia de hũa carta, que o Padre João Cabral escreveu a Nosso Muito Reverendo Padre Geral sobre a vizita, que fez na Christandade de Annam no anno de 1647. 1647年に安南キリスト教界で実施した巡察に関して、司祭ジョアン・カブラルが我々の尊敬すべきイエズス会総長に宛てて認めた書翰の写し	司祭カブラルによる各省の布教施設の巡察と評価／1647年頃の教会数(205堂)と信者数(約17万人)／宣教指針(適応政策、国王との友好の維持)／宣教要員増派の提案／日本発の漳州船が齎した中国情勢に関する報告
23 (fols. 178r-182r, pp. 175-179)	Entrão os Religiosos da Companhia de Jesvs em Cochinchina. イエズス会の司祭がコーチシナに入国する。	16世紀末期の托鉢修道会による布教／会安からコーチシナ南端に至る教界の拡大／マカオの対コーチシナ使節
24 (fols. 182r-187r, pp. 179-185)	Perseguições, que padeceo a Christandade de Cochinchina em odio de Nossa Sancta Feê. 聖なる信仰に対する敵意によってコーチシナのキリスト教界が被った迫害	1616年以降1644年に至る阮氏政権下で発布された各禁教令の背景と概略／異教徒の日本人頭領による宣教師排斥
25 (fols. 187r-195r, pp. 185-193)	Como foi prezo por nossa Sancta Feê com outro Christão do mesmo nome o Catequista Andre, Protho martyr de Cochinchina. コーチシナ初の殉教者カテキスタのアンドレおよび同名のキリスト教徒が信仰の故に捕縛された経緯	ポルトガル船出航直前に発布されたキリスト教徒捕縛命令／アンドレの捕縛／財務官 Unghêbô によるアンドレへの尋問／ポルトガル商人によるアンドレの助命嘆願
26 (fols. 195r-200r, pp. 193-198)	Executa se a sentença de morte no Cathequista Andre, e do mais, que succedeo. カテキスタのアンドレに対して死刑が執行される。その後生じた事について	アンドレの死刑執行とその状況(1644年7月26日)／アンドレの遺骸の搬送(マカオ→スーラト→ゴア→リスボン)
27 (fols. 200r-206r, pp. 198-204)	São prezos em Cochinchina nove Cathequistas em odio de Nossa Sancta Feê; excuta se a sentença de morte sô em dous. 我々の聖なる信仰に対する敵意により9名のカテキスタが捕縛される。2名のみに対し死刑が執行される。	トンキンとの境界付近における司祭ロードとカテキスタ9名の捕縛と順化の王宮への連行／大官と国王阮福瀾によるイグナシオとヴィセンテへの尋問／死刑の執行
28 (fols. 206r-211r, pp. 204-209)	Vida, e virtudes do Martyr Cathequista Thay Ignacio, e do Cathequista Vicente. 殉教者カテキスタ Thay イグナシオおよびカテキスタのヴィセンテの生涯ならびに徳性	イグナシオとヴィセンテの出自と受洗経緯、司祭ロードによるイグナシオへの称号(Thay)授与、布教における貢献
29 (fols. 211v-217r, pp. 209-215)	Gloriosas mortes por Nossa Sancta Feê de Agostinho, Aleixo, e Simeão Cochinchinas. コーチシナ人アゴスティニョ、アレイショ、シメアンの信仰による栄光の死	広平における有力キリスト教徒の捕縛と順化への連行／阮福瀾による尋問／殉教者の略歴
30 (fols. 217r-222r, pp. 215-220)	Morte de Tyranno Thai Baû, Rey de Cochinchina; succede lhe seu filho Chuongcâ: estado prezente do Reyno no anno de 1648. 暴君たるコーチシナ国王 Thai Baû [= 太保・阮福瀾]の死、世子 Chuongcâ [= 阮福瀾]の王位継承、1648年の王国の現状	1648年3月の鄭阮戦争の経過／鄭氏軍の敗走／阮福瀾の病没と阮福瀾の王位継承／イエズス会の阮福瀾に対する評価／両王家間の通謀の露顕／阮福瀾による王宮の有力女性 Bahûphû に対する処罰
31 (fols. 222r-229v, pp. 220-227)	Estado prezente da Christandade da Cochinchina no anno de 1648. 1648年のコーチシナ・キリスト教界の現状	司祭の太子 Chuong Câ (阮福瀾) および Chuong Tru (阮福忠)の訪問／仏僧の改宗／布教状況の好転諸事例

章 (手稿・翻刻版 範囲)	章目	記載内容の例
32 (fols. 229v-233r, pp. 227-231)	Nova Missão na Ilha de Haynan. 海南島における新たな布教	海南島の地理・行政／黎族の習慣および 漢民族との関係／北京で受洗した大官パ ウロによる布教活動
33 (fols. 233r-240v, pp. 231-238)	Continua o Padre Bento de Mattos com a Christandade da Ilha de Haynan, com grande credito da ley de Deos. 司祭ベント・デ・マツスが海南島キリスト 教界において布教を継続し、デウスの信仰に 対する大いなる信用が見られる。	瓊州府および周辺地域における布教活動 の進展／聖水による病氣治癒のエピソード ／1637年の天然痘流行時の状況
34 (fols. 240v-248r, pp. 238-246)	Perseguições, que se levantarão contra a ley de Deos, e contra o Padre Bento de Mattos. デウスの信仰と司祭ベント・デ・マツスに 対して惹起された迫害	仏僧による排斥／海南島領主によるマッ トスへの退去勧告／宣教師不在期間にお けるカテキスタの信者慰問
35 (fols. 248r-253v, pp. 246-251)	Entra de novo na Ilha de Haynan o Padre Bento de Mattos: successo dos Padres da Companheiros. 司祭ベント・デ・マツスが海南島を再び訪 問する。同僚司祭に生じた出来事	清朝軍の海南島侵攻／布教状況の悪化／ 増派宣教師の海南島からトンキンへの航 海／永暦政権確立後の海南島情勢の安定
36 (fols. 253v-256r, pp. 251-254)	Missam do Reyno de Camboya. カンボジア王国の布教	カンボジアの産物／シャム＝カンボジア 間の戦争／マニラ総督による托鉢修道会 士の派遣／日本人イエズス会士の布教
37 (fols. 256r-261r, pp. 254-259)	Descrição do Reyno dos Laos, e seus costumes. ラオ人の王国と彼らの風習に関する説明	ラオスの地理・産物・政体・兵力・宗教 ／王都ヴィエンチャンの規模と構造／寺 院の建設と仏典の編纂
38 (fols. 261r-267r, pp. 259-265)	Entra o Sagrado Evangelho no Reyno dos Laos pellos Padres da Companhia de Jesvs. イエズス会司祭によってラオス王国に聖なる 福音が入る。	シャム・トンキンを経由したラオス進出 の試み／国王ヴィサイによる宣教師招請 ／王宮における司祭レリアと副王との会 見
39 (fols. 267r-276v, pp. 265-275)	Da perseguição, que se moveo contra o Padre João Leria, e o fim, que teve. 司祭ジョアン・レリアに対して惹起された迫 害、ならびにその結末について	布教活動の準備／王家の有力女性と大官 による排斥／国王スリニャウオンサによ るレリアへの王都追放令
40 (fols. 276v-284v, pp. 275-283)	Revoga el Rey a sentença de desterro ao Padre João Leria com grande credito do Padre, e de Nossa Sancta Ley. 国王が司祭ジョアン・レリアに対する追放令 を撤回し、司祭と我々の聖なる信仰に対して 大いなる信用が見られる。	布教状況の好転／降誕祭ミサの挙行／レ リアと国王との教理問答／国王からレリ アに託された外交任務（トンキン＝ラオ ス和平締結の仲介）／布教活動の終了
41 (fols. 284v-287v, pp. 283-286)	Missão da Ilha do Macassã. マカッサル島の布教	マカッサルの地理・政体／マラッカ陥落 後のポルトガル人の動向／王子パティン ガロアンの司祭招聘／教区司祭とイエズ ス会との確執
42 (fols. 287v-292r, pp. 286-290)	Missão do Reyno de Siam, e cauzas, por que se largou. シャム王国の布教ならびに布教が放棄された 諸要因	マニラ政庁＝シャム間の紛争／朱印船の 焼亡／長崎におけるポルトガル船の抑留 ／司祭マルジコの殉教／王室のクーデ ター

注

- (1) Charles E. O'Neill & Joaquín M. Domínguez (eds.), *Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús: Biográfico-Temático*, vol. 1 (Roma: Institutum Historicum, 2001), p. 655.
- (2) イエズス会の世界宣教の枠組みにおいて、当初日本布教区はゴアに本部を置く東インド管区の従属下にあり、その後日本における布教体制の充実を経て、1581年に準管区に昇格する。さらに1611年には管区として独立した。高瀬弘一郎『キリシタン時代の文化と諸相』（八木書店、2001年）、37-41頁。
- (3) Archivum Romanum Societatis Iesu [ARSI], *Japonica Sinica* [JS], 48, fol. 28r.
- (4) 従来の研究史では、ロードの事蹟と著作に一貫して関心が注がれてきた。ロードは『安南語・ポルトガル語・ラテン語辞書 (*Dictionarium Annamiticum Lusitanum et Latinum*)』（1651年・ローマ）の編者、そしてベトナム語のアルファベット表記の考案者の一人として知られる。さらにカトリック教会史の文脈では、バリ外国宣教会の創設にも影響力を及ぼした人物であった。ロードが学界の注目を惹く存在であり続けるのは、このような対外的にも顕著な功績を残したからであろう。例えば次のような研究がある。Peter C. Phan, *Mission and Catechesis: Alexandre de Rhodes and Inculturation in Seventeenth-Century Vietnam* (Maryknoll, N.Y: Orbis Books, 1998).
- (5) マカオ市使節の日本渡航・殉教報告については、それぞれ以下で翻刻と翻訳が行われている。Charles Ralph Boxer, *Embaixada de Macau ao Japão em 1640: Relação contemporânea publicada e anotada por C. R. Boxer* (Lisboa: Imprensa da Armada, 1933); 日埜博司「1640年にマカオから長崎へ派遣されたポルトガル使節に関する「報告」—その翻訳・註釈ならびに若干の問題点—」『長崎談叢』86 (1997年)、12-96頁。次の研究は、カルディンが1655年にゴアで執筆したセイロン情勢報告の解題と翻刻を収録している。Mathilde Auguste Hedwig Fitzler, *Ceilão e Portugal, O Cêrco de Colombo: Últimos Dias do Domínio Português em Ceilão. Rompimento das Hostilidades pelos Holandeses até à Rendição de Colombo (1652-1656)* (Coimbra: Imprensa da Universidade, 1928).
- (6) 浅見雅一「アントニオ・カルディン著『日本の精華』について—殉教者の画像を中心として—」同編『近世印刷史とイエズス会系「絵入り本」』（慶應義塾大学文学部、2014年）、135-158頁。
- (7) Biblioteca da Academia das Ciências de Lisboa [BACL], *Série Vermelha* [SV], MS. 656. 翻刻版の書誌は次の通り。António Francisco Cardim, *Batalhas da Companhia de Jesus na sua gloriosa provincia do Japão*, ed., Luciano Cordeiro (Lisboa: Imprensa Nacional, 1894). この翻刻版の冒頭に見られるカルディンの事蹟と著作一覧、本編第1章と第2章の脚註は、カルデイロが翻刻版の刊行に際して作成したものである。この翻刻版では表記が19世紀のものに直されており、また人物・地名等の固有名詞の翻刻ミスが散見されるため、使用には注意を要する。
- (8) 下記の文献はそれぞれ『イエズス会の闘い』の第10章と第42章の部分訳を収録している。フーベルト・チースリク監修、五野井隆史編『大分県先哲叢書ベトロ岐部カスイ資料集』（大分県教育委員会、1995年）、217-218頁；フーベルト・チースリク「暹羅の日本町とキリシタン」『キリシタン研究』第12輯（吉川弘文館、1967年）、336-339頁。かつては岩生成一も日本町の実態解明のために『イエズス会の闘い』を参照した。岩生成一『南洋日本町の研究』（岩波書店、1966年）、21-22, 29, 47, 119, 146, 195-196頁。
- (9) チースリク「暹羅の日本町とキリシタン」、313-318頁；Manuel Teixeira, *Macau e a sua Diocese XIV: As Missões Portuguesas no Vietnam* (Macau: Imprensa Nacional, 1977), pp. 407-425; Charles Ralph Boxer (ed. & trans.), *Seventeenth Century Macau in Contemporary Documents and Illustrations* (Hong Kong: Heinemann Asia, 1984), pp. 132-134.
- (10) ここにカルディンの追悼文とカルディン自身による覚書（1653年8月15日付、セイロン島ニゴンボ

- 発信)が含まれている。ARSI, JS, 48, fols. 26v-28r.
- (11) Arquivo Histórico Ultramarino, Macau, Caixa 1, Documento nº 20. 書翰の翻刻と英訳はそれぞれ以下の研究に収載されている。Frazão de Vasconcelos, “A Aclamação del Rei D. João IV em Macau” *Boletim da Agência Geral das Colónias*, 53 (1929), pp. 85-88; Boxer, *Seventeenth Century Macau*, pp. 136-138.
 - (12) 【表1】②の翻刻と翻訳は注5のC・R・ボクサーと日埜博司と史料紹介を参照。【表1】④⑤の解題は注6を参照。【表1】⑧の解題は注5のM・A・H・フィッツラーの研究 pp. 1-7、翻刻は pp. 63-99 に載せられている。
 - (13) 日本管区による東南アジア布教の概要については以下の研究を参照。五野井隆史『徳川初期キリシタン研究 補訂版』（吉川弘文館、1992年）、212-237頁；Dauril Alden, *The Making of an Enterprise: The Society of Jesus in Portugal, Its Empire, and Beyond, 1540-1750* (Stanford and California: Stanford University Press, 1996), pp. 137-140; Liam Matthew Brockey, *The Visitor: André Palmeiro and the Jesuits in Asia* (Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press, 2014), pp. 326-374.
 - (14) イエズス会におけるプロクラドル (procurador) は、(1) 総渉外プロクラドル (イエズス会全体の財政、法律、対外交渉の問題について総長を補佐)、(2) 財務会計担当プロクラドル (必要物資の補給、会計帳簿の作成、金銭の管理)、(3) 管区代表プロクラドル (ローマに派遣された後、駐在する管区の諸状況についてイエズス会総長に上奏)、主に以上の三種に分類される。高橋裕史『イエズス会の世界戦略』（講談社、2006年）、54-55頁。
 - (15) 1638年3月にはカルディンの調査に基づいて次の書類が作成されている。*Petição e mais papeis apresentados pello padre Antonio Cardim da Companhia de Jesus Procurador da prezente da cauza de Martyr Padre Marcello Francisco Mastrilli da mesma Companhia que no Reyno de Japão padeceo martyrio, e o mais contheudo nella*. Biblioteca da Ajuda [BA]. *Jesuítas na Ásia* [JA], 49-V-12, fols. 219r-251r.
 - (16) 「1659-60年度イエズス会日本管区年報」によれば、この3000クルザードのうちの1000クルザードはゴア北部のポルトガル王室収入から支給される予定であり、残り2000クルザードは日本渡航の経費として支給される予定であった。ARSI, JS, 48, fol. 27r.
 - (17) H・ヤコブスはイエズス会によるマカッサル布教の史料集成を編纂するにあたり、『イエズス会の闘い』原文書からも関係記事を採録したが、その際に付した解題において、著作の成立時期を1650年から1652年の間としている。Hubert Jacobs, *The Jesuit Makasar Documents (1615-1682)* (Rome: Jesuit Historical Institute, 1988), p. 114.
 - (18) BACL, SV, MS. 656, fol. 2v.
 - (19) 管区代表プロクラドルが刊行した著作の概要については次の叢書を参照。Donald F. Lach & Edwin J. Van Kley (eds.), *Asia in the Making of Europe, Volume III: A Century of Advance. Book 1: Trade, Missions, Literature* (Chicago: University of Chicago Press), 1993, pp. 332, 365, 378-380, 382.
 - (20) 日本における組織的な宣教活動の終了と日本・マカオ間の交易・情報網の寸断などの事情から、1630年代に従来型の「イエズス会日本管区年報」の作成は中断したが、1644年にマカオ学院長・日本管区長代理ガスパール・ド・アマラル (Gaspar de Amaral, 1594-1646) が年報の作成再開を決定。これ以降、日本と日本管区の新布教地の報告を集約した新たな形式の年報がマカオで作成されるようになる。年報中の日本関係の記事は、東南アジア方面で活動するオランダ人、華人商人、日本人経由の情報に基づいて書かれた。
 - (21) BA, JA, 49-V-31, fol. 27v.
 - (22) BACL, SV, MS. 656, fol. 220r; *Batalhas*, p. 218.
 - (23) このような性格からイエズス会は、連合オランダ東インド会社、スペイン・セヴィーリャのインディ

- アス商務院などと併せて“Long-Distance Corporations”と称されることもある。Steven J. Harris “Long-Distance Corporations, Big Sciences, and the Geography of Knowledge” in *The Postcolonial Science and Technology Studies Reader*, ed., Sandra Harding (Durham and London: Duke University Press, 2011), pp. 61-83.
- (24) ARSI, JS, 29, fols. 360r-360v.
- (25) BACL, SV, MS. 656, fol. 2r.
- (26) BACL, SV, MS. 656, fols. 66v-71v; *Batalhas*, pp. 67-72; ARSI, JS, 88, fols. 425v-430v.
- (27) BACL, SV, MS. 656, fols. 107v-110v; *Batalhas*, pp. 107-111; BA, JA, 49-V-32, fols. 210v-213v.
- (28) BACL, SV, MS. 656, fols. 142v-144r; *Batalhas*, pp. 141-142; BA, JA, 49-V-32, fols. 423v-424r.
- (29) BACL, SV, MS. 656, fols. 150r-151r; *Batalhas*, p. 149; BA, JA, 49-V-32, fol. 422v.
- (30) BACL, SV, MS. 656, fols. 144r-145r; *Batalhas*, p. 143; BA, JA, 49-V-32, fol. 255r.
- (31) BACL, SV, MS. 656, fols. 145r-149r; *Batalhas*, pp. 143-147; BA, JA, 49-V-32, fols. 377v-379v.
- (32) BACL, SV, MS. 656, fols. 200r-217r; *Batalhas*, pp. 198-215; ARSI, JS, 71, fols. 284r-288v, 289v-296v, 362r-365v.
- (33) BACL, SV, MS. 656, fols. 226v-229v; *Batalhas*, pp. 225-227; ARSI, JS, 71, fols. 368r, 369v-370v.
- (34) Charles Ralph Boxer, *The Embassy of Captain Gonçalo de Siqueira de Souza to Japan in 1644-7* (Macau: Oficinas Graficas da Tipografia Mercantil, 1938), p. 11.
- (35) *Relação dos Successos da jornada que fez Gonçalo de Sequeira de Sousa a Japão, por Embaixador ao Rei daquelas ilhas, enviado por el-Rei Nosso Senhor Dom João o Quatro que Deus guarde em Janeiro de 1644*. この報告書はポルトガル国立トーレ・ド・トンボ文書館に所蔵されている。報告書の翻刻・註解と関連史料の紹介は以下を参照。Charles Ralph Boxer, “Embaixada de Portugal ao Japão em 1647: Relação Inédita Anotada por C. R. Boxer” *Boletim da Agência Geral das Colónias*, 38 (1928), pp. 21-62. 報告書の日本語訳は次の文献で行われている。『長崎市史 通航貿易編 西洋諸国部（複製版）』（清文堂、1967年）、166-202頁。
- (36) 『イエズス会の闘い』に掲載された各文書の出典について、現時点の調査で判明したものに限り以下に示す。【表3】⑥⑦⑨: *Relação de algumas novas de Jappão e Tunquim, tiradas de varias cartas de pessoas fidedignas, que vierão daquellas partes em fevereiro de 1647*. ARSI, JS, 80, fols. 67r-70v. 【表3】⑧: *Annu da Missão de Tun Kim do anno 1644*. BA, JA, 49-V-32, fols. 211v-212r. 【表3】⑩: *Relação da viagem, que o Padre João Cabral fez ao Reyno de Tun Kim, indo visitar aquella Christandade em lugar do Padre Manoel de Azevedo, Visitador de Jappão e Vice Provincia no Anno de 647*. BA, JA, 49-V-32, fols. 365r-373r.
- (37) BACL, SV, MS. 656, fol. 18v; *Batalhas*, p. 17.
- (38) 詳細は前掲『長崎市史』から明らかになる。
- (39) BACL, SV, MS. 656, fols. 59v-60r; *Batalhas*, p. 60. これと極めて類似した表現が「1647・48年度日本管区年報」に見出されることから、カルディンはこの年報の記述を意識しつつ第6章を締め括ったものと推定する。ARSI, JS, 64, fol. 253r.
- (40) トンキンを主な拠点として広範な交易活動を営んだことで知られる。オランダ人の仲介役（feitor）を務め、オランダ人を介して日本在住の文通者と連絡を取り交わすこともしていた。BACL, SV, MS. 656, fol. 61v; *Batalhas*, p. 62. 「1654年度トンキン年報」ではパウロ・デ・ヴァダ（Paulo de Vada）の呼称で登場し、「キリスト教界の偉大なる後援者（grande bemfeitor da Christandade）」と評価されている。BA, JA, 49-IV-61, fol. 265v.
- (41) キアラとヴィエイラは棄教して生き長らえたことが明らかにされているため、マリーニ書翰には実情

と矛盾した記述が含まれていると分かる。マルケス宣教団の日本渡航と棄教問題については下記の研究を参照。Juan Ruiz-de-Medina, *El Martirologio del Japón 1558-1873* (Roma: Institutum Historicum S.I., 1999), pp. 844-845; 清水有子『近世日本とルソン—「鎖国」形成史再考—』(東京堂出版、2012年)、286-290頁。

- (42) カルディンは明記していないが、中国布教区が最終的に中国準管区として独立したのは1623年である。Luke Clossey, *Salvation and Globalization in the Early Jesuit Missions* (New York: Cambridge University Press, 2008), p. 42.
- (43) 次の論考はサンピアシの南明政権との関わりを詳細に解明している。中砂明德「イエズス会士フランチェスコ・サンピアシの旅」『アジア史学論集』3 (2010年)、30-69頁。
- (44) 1648年のこの出来事に関しては、1650年にリスボンで次の報告書が印刷されている。*Relação da conversão a nossa Sancta Fè da Rainha, & Principe da China, & de outras pessoas da casa Real, que se baptizarão o anno de 1648*. この報告書の解題と翻刻は以下を参照。Charles Ralph Boxer, *Estudos para a História de Macau: Séculos XVI a XVIII*, 1.º tomo (Lisboa: Fundação Oriente, 1991), pp. 135-149.
- (45) 永暦政権のマカオに対する軍事支援要請については上記C・R・ボクサーの論文集 pp. 115-117を参照。
- (46) 第8章およびその典拠史料の「1641年度トンキン年報」は、当時のベトナムを以下の如く三地域に分類する。(1) 内側 (de dentro): コーチシナの領有する南部三省ならびにトンキンの布政・父安・清化、(2) 外側 (de fora): トンキンの王都・北処・南処・東処・西処・安広・安邦・パウ (Baú)、(3) 上部 (de cima): 沿海部の六省 (このうちの二省は北方の有力者 Chuà Khainh (高平の莫氏のことか) が領有する)。BACL, SV, MS. 656, fols. 68r-69r; *Batalhas*, p. 69; ARSI, JS, 88, fols. 426r-426v. 上記(1)に含まれるパウ (イエズス会史料では「パウ国 (Reyno de Bao)」などと表記) は、宣光地方に拠点置いていた独立勢力の武氏を指す。「1654年度トンキン布教年報」には、ジョヴァンニ・フィリッポ・デ・マリニーが実施した当該地方の調査報告が含まれる。BA, JA, 49-IV-61, fols. 293r-297r.
- (47) 1630年代のトンキン布教については以下の研究で概観されている。五野井隆史「16・17世紀ヴェトナムにおけるキリスト教布教について」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』22-1 (2007年)、77-82頁。
- (48) カテキスタ (Catequista) とは、イエズス会宣教師に養育された現地キリスト教徒の説教師を指す。第10章で記されている通り、宣教師の不在期間には、カテキスタが各地のキリスト教徒を訪問して彼らの信仰面の世話をした。BACL, SV, MS. 656, fols. 75v-77v; *Batalhas*, pp. 76-78. カテキスタの制度については次の論考に詳しい。五野井隆史「イエズス会非会員のコングレガサンと階層化—日本の同宿とトンキンのカテキスタの関わり—」『史學雑誌』103-3 (1994年)、35-73頁。
- (49) トンキン王宮の日本人女性通辞ウルスラについては以下の研究を参照。五野井隆史「トンキンの日本人女通詞ウルスラについて」『日本歴史』486 (1988年)、89-92頁; 永積洋子「再考トンキンの日本人通詞ウルスラ」『日本歴史』532 (1992年)、79-82頁。
- (50) 太尉西国公の鄭柞は1645年に鄭樞から王位継承者として任命された後、イエズス会史料において「統治者の王子 (principe governador)」や「若王 (Rey moço)」などの呼称で記された。国王在位期間は1657年から1682年までであった。
- (51) 第22章に掲載されているジョアン・カブラルの書翰では、モレッリがトンキンの「慣例に従って (conforme a seu costume)」鄭柞の養子にされたと説明されている。BACL, SV, MS. 656, fol. 172r; *Batalhas*, p. 169. これに似た前例として、1637年6月 (陽和3年4月)、オランダ東インド会社商務員カレル・ハルツィンク (Karel Hartsinck) が鄭樞の養子とされた事例も想起されよう。『日本関係海外史料オランダ商館長日記 訳文編』(二) (東京大学史料編纂所、1975年)、42-43頁; Hoang Anh Tuan,

Silk for Silver: Dutch-Vietnamese Relations, 1637-1700 (Leiden: Brill, 2007), p. 68.

- (52) イエズス会史料では“Omsatule”、オランダ東インド会社史料では“Ongsjatule”などと表記される。当時は宦官の黄仁勇が司礼監の職にあり、和田理左衛門とともに絹貿易を掌握していたと言われる。蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」『待兼山論叢 史学編』39 (2005年)、10頁。
- (53) カルディンがこの文脈で意識しているのは、おそらくペドロ・オルドネス・デ・セヴァーリョス (Pedro Ordóñez de Cevallos, c.1550-1635) とその著作『世界周遊記 (Viage del Mundo)』(1614年・マドリード) のことであろう。この著作の性質は下記の研究を参照。Lach, *Asia in the Making of Europe, Volume III: A Century of Advance. Book 1*, p. 325; Olga Dror & Keith W. Taylor (annot.), *Views of Seventeenth-Century Vietnam: Christoforo Borri on Cochinchina & Samuel Baron on Tonkin* (Ithaca, N.Y: Cornell University, 2006), p. 138.
- (54) 1620年代のコーチシナ布教については以下で概観されている。五野井隆史「ヴェトナムとキリスト教と日本—16・17世紀コーチシナにおけるキリスト教宣教を中心に—」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』16 (2008年)、47-53頁。
- (55) BACL, SV, MS. 656, fol. 217r; *Batalhas*, p. 215.
- (56) この有力女性によるトンキンとの通謀については、「コーチシナの絶対君主になるだけでは飽きたらず、彼女の際限のない欲望にとって〔コーチシナの〕境域は手狭であると彼女には判断されたため、より大きな願望のもとに野心を奮い起こし、安南全土の王妃となることを望んだ。さらには、トンキンの王府に住む兄弟を通じ、彼と文通したうえで、コーチシナをトンキン国王に明け渡そうと画策した」と説明されている。BACL, SV, MS. 656, fols. 220v-221r, *Batalhas*, p. 219.
- (57) 同時期の海南島情勢を記したイエズス会の明清交替報告については以下を参照。中砂明德「マカオ・メキシコから見た華夷変態」『京都大学文学部研究紀要』52 (2013年)、143-144頁。
- (58) BACL, SV, MS. 656, fol. 255v; *Batalhas*, p. 253. ここに言われる「日本への扉 (porta pera Jappam)」とは、カンボジアを日本渡航ルートの起点として見た場合の表現であろう。1630年代後半には日本再布教に向けた準備の場としても日本管区において位置づけられていたようである。「1638年3月15日付、マカオ発信、マヌエル・ディアスのイエズス会総会長宛て書翰」によれば、後にルビノ宣教師団の成員となるイエズス会士2名は、カンボジア駐在の西口マンのもとで日本語を習得するためにマカオから派遣されていた。ARSI, JS, 29, fol. 188v. 五野井隆史「イエズス会宣教師と琉球」『キリスト教史学』53 (1999年)、60頁。
- (59) この紛争については次の通り。1624年、マニラ政庁のスペイン船がマカオからマニラに帰還する途次、シャム湾においてオランダ船と戦火を交えた。この直後にシャム王室がスペイン船を攻撃した結果、スペイン船の船長が戦死、乗員30名と貨物はシャム王室に預けられることになる。1625年12月、この問題の外交処理のため、マニラ総督の名代で日本管区所属のイエズス会士ペドロ・モレホンがシャムに派遣された。交渉の結果、捕虜と一部の貨物はマニラ当局に返還され、シャム・マニラ間の緊張関係は一時的に緩和された。チースリク「暹羅の日本町とキリシタン」、301-303頁。
- (60) カルディンは著作中でラオス国王の名を明記していないが、アマラルを招請した国王はヴィサイ (在位 1632-37) であり、ラオスで布教が実施された時期はスリニャウォンサー (在位 1637-94) の治世であった。
- (61) BACL, SV, MS. 656, fol. 281v; *Batalhas*, p. 280.
- (62) その後の再布教に向けた日本管区の試み、ラオス・鄭氏政権間の外交関係については、1650年代初頭に作成された「日本管区年報」と「トンキン布教年報」から明らかになる。
- (63) 第42章の内容についてはチースリクの翻訳を参照。チースリク「暹羅の日本町とキリシタン」、336-339頁。

- (64) António Francisco Cardim, *Relatione della Provincia del Giappone* (Roma & Milano, 1645), pp. 95-105.
- (65) BACL, SV, MS. 656, fol. 288r; *Batalhas*, p. 286.
- (66) カルデインは指摘していないが、「1629年2月18日付、マニラ発信、マニラ総督フアン・ニーニョ・デ・タボラのペドロ・モレホン宛て書翰」によれば、チェーザレ・マルジコはマニラ総督タボラの使節でもあり、外交問題の処理を委託されていた。Real Academia de la Historia, *Jesuítas*, 9-7236, Fascículo 6, fols. 704v-705r.
- (67) BACL, SV, MS. 656, fol. 289r; *Batalhas*, p. 287. この時アルカラソの艦隊に焼討ちにされた日本船は高木作右衛門の朱印船であり、朱印船の乗員はマニラに送られた。当時スペインとポルトガルが同一の君主を戴いていたため、幕府はマカオのポルトガル船を長崎で抑留し、ポルトガル側にも事件の責任が問われることになった。かかる状況下、マカオ政庁はポルトガル船の抑留解除について交渉するべく、長崎に代表使節を派遣した。岡美穂子『商人と宣教師 南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、2010年）、323-324頁。

